

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第 五 号

昭和四十二年三月二十八日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 河野 洋平君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 村山 達雄君

理事 山中 貞則君

理事 阿部 助哉君

理事 広沢 賢一君

理事 堀 昌雄君

理事 柳田 秀一君

理事 横山 利秋君

理事 永末 英一君

理事 広沢 直樹君

出席國務大臣

外務大臣 三木 武夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

農林大臣 倉石 忠雄君

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

外務政務次官 田中 榮一君

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

大蔵省証券局長 加治木俊道君

委員外の出席者 国税庁長官 泉 美之松君

専門員 抜井 光三君

三月二十六日

委員川崎秀二君辞任につき、その補欠として鯨岡兵輔君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員西村榮一君及び田中昭二君辞任につき、その補欠として永末英一君及び有島重武君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案(内閣提出第二号)は本委員会に付託された。

三月二十七日

たばこの値上げ反対に関する陳情書外一件(水戸市議会議長安達勝次郎外一名)(第二二二号)日本銀行の支店設置に関する陳情書(栃木県議會議長藤田計次)(第一三三三号)納税協会の早期制定に関する陳情書(堺市戎之町西一丁八塚納税協会長久野晴雄)(第五七号)

燃料関係税の増税等反対に関する陳情書(鳥取市丸山町二四八の一二鳥取県トラック協会長野村三郎)(第六〇号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一号)期限の定めのある国税に関する法律につき当該

期限を変更するための法律案(内閣提出第二号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案及び期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案の両案を議題といたします。

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項から第四項まで、第七條の二、第八條の二第一項から第四項まで、第九條第一項、第十二條第一項、第十三條の三第一項、第十四條第二項、第十六條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第四十一條の二、第四十四條第一項、第四十六條の二第一項、第四十七條第二項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第六十二條第一項、第六十八條の二、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條から第七十五條まで、第七十七條、第七十七條の二、第七十九條第一項、第八十條第二項、第八十條の二、第八十一條、第八十三條並びに第九十五條中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第八條の三第一項及び第二項中「昭和四十二年四月三十日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

第八條の四第一項中「昭和四十一年十二月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「及び昭和四十一年分」を「昭和四十一年分まで」に改め、同条第三項中「及び昭和四十一年分」を「昭和四十一年分まで」に改める。

第二十八條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年五月三十一日」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第六條まで、第七條第一項及び第四項、第七條の三、第七條の四第一項、第七條の八第一項並びに第七條の九中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第七條の二第一項及び第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで(以下「指定期間」という。)」に改める。

第七條の七第一項中「昭和四十一年度」及び「同年度」を「指定期間」に改める。

別表(第二九・一三三号及び第三一・〇三三号を除く)の品名の欄中「当該年度」を「指定期間」に、「昭和四十二年三月三十一日までに輸入」を「昭和四十二年五月三十一日までに輸入」に改め、同表(第三一・〇三三号を除く)の適用期限の欄中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法第八条の四の規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

理由

昭和四十二年三月三十一日に期限の到来する国税の特例等を定めた法律の規定について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 まず、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につき、政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官。

○小沢政府委員 ただいま議題となりました期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

内国税及び関税について設けられている特別措置は、それぞれ租税特別措置法及び関税暫定措置法に規定されているところでありまして、これらの措置のうち適用期限が到来するものについての今後の存続、内容の改正等につきましては、別途これらの法律の改正案を提出して御審議を願うことといたしておりますが、とりあえず、その間に期限の到来するものにつきまして、期限を延長することが適当と考え、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案によって適用期限が延長されるものは、租税特別措置法及び関税暫定措置法に規定されている特別措置のうち、昭和四十二年四月三十日に期限の到来する配当所得の源泉選課課税のほかは、同年三月三十一日まで期限の到来する特別措置でありまして、内国税においては、利子所得に対する所得税の分離課税、配当所得に対する所

得税の源泉徴収税率の軽減、法人税における交際費の損金不算入措置、新築住宅の保存登記に対する登録税の軽減、航空機の乗客に対する通行税の軽減等二十八項目の措置、関税においては、重要機械類の免税、給食用脱脂粉乳の免税、肥料製造用揮発油にかかる関税の還付等十二項目の減免税措置のほか、米、小麦、バナナ、原油等百二十品目に対する暫定税率の適用がその内容となっており、これらの措置について適用期限をいづれも同年五月三十一日まで延長しようとするものであります。なお、来年度新設予定の石炭対策特別会計からの交付金に移行することが予定されている電力業等が使用する重油にかかる関税の還付制度等は、今回の延長の対象から除外することとしたしております。

以上、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げますが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○内田委員長 次に、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。永末英一君。

○永末委員 今回の総選挙は、何か政界に黒い霧がたまたまおつたというようないふことが国民の頭にあつて選挙が行なわれたようであります。その黒い霧の一つは、政治家の収入というものがまことに正規のものではないのではないかというようないふ点がある。もう一つは、その収入した政治家が正当に税金を払っていないのではないか、分けられようという二点について黒い霧というようないふのがうたわれたように思います。それかあらぬか、今回の総選挙では百三十名以上の新人代議士が出てくるというようないふ、何か、それまでの国会を構成しておりました者にそういう黒い霧がか

かつておつたかのような予断を与えるような雰囲気、これが総選挙の前にたまたまおつたのではないかと。ところが、こういう現象について国税庁はキャンペーンを開始したのではないかとと思われる節がある。

たとえば、昨年十二月十日付の朝日新聞に、「政治家の脱税許さぬ、国税庁追及に立上る」、「過去三年間で数億円、悪質な数十人を再調査」というような見出し——見出しは国税庁には関係ありません。しかし、その内容はどこから取材をしなければならぬのでありますから、こういうような一つのキャンペーンに至る材料というものは、これは国税庁もまた全く関係なしとはいえない、このように思うわけでございます。

そこで、ひとつこの機会に、政治家と税金という問題に関して、国税庁なり大蔵省が考えている考え方を明らかにしていただきたいと思つて、最初に、東京国税局で、特別管理班なるものをつくつて、そして議員の所得の調査をやつた、この伝えられておりますが、その事実があれば、どういふことをやって、その結果はどういふことをこの際明らかにしていただきたい。

○泉政府委員 ただいま昨年の十二月十日付の朝日新聞の記事に關してお話ございましたが、永末委員もおっしゃつたとおり、あの見出しは私どもの関知するところではもちろんございません。

私どもといたしましては、昨年来、おっしゃるやうに、黒い霧といふことに関連いたしまして、国民の間に政治家の所得について適切な課税が行なわれているかどうかといふことについての疑惑が出ておりますので、そういった点から、また、森脇文庫の脱税事件、あるいは田中彰治前代議士の脱税事件といふようなことに関連いたしまして、大口の脱税に対する追及が十分行なわれていないのではないかと、こういったような世間の批判があらますので、私どもといたしましては、そうした大口の脱税について従来の税務署だけの調査ではなかなか調査が十分でない点につきまして、と申しますのは、そういうものが一つの税務署で

なしに数署の税務署にわたり、あるいは数個の国税局にわたつて課税対象があるというような関係がございまして、国税局に特別管理班というのをつくりまして、その特別管理班におきまして、そうした税務署だけで調査しにくいような大口の脱税のものを追及するという体制を整えてきておるわけであります。こうした特別管理班でそういった大口脱税を追及しておるわけでございまして、その調査をいたしておるときに、政治家についての問題が出てまいりました。

政治家の方の申告状況及びその課税の状況につきまして、これは特別管理班ではございませんで、税務署を通じて国税局に資料を求めて、私どものほうで資料を集めたわけでございしますが、その結果によりまして、これは中にはケアレスミステイクのものがあると思つてございしますが、配当あるいは給与の資料があるにもかかわらず申告に漏れがある、こういう向きが若干ございまして、これらにつきましては、新聞では悪質といふふうになっておりますが、私どもは決してそう思つておるわけではございませぬけれども、そういった漏れがあることは好ましくございせんので、それについて修正申告をお願いする、こういうふうにお願ひして、今回の四十二年分所得の申告の際にあわせてそうした修正をお願いした次第でございまして。

○永末委員 新聞記事はあなたのほうに責任はないと私も思ひます。ただ、しかし、いま申しました記事の中に、要するに、調べたその結果、議員のほとんどが税金をまかしてゐることがわかつた、こういうことになっておるわけですか。そうしますと、私は、同僚議員はほとんど、いや、もうその大部分がこんな意思も何もないと思ひます。ところが、この新聞を一般の国民有権者が読むわけでございますから、ああ、政治家というものは税金をまかす動物かというやうな予断を与えては、選挙の結果にこれはきわめて重大な影響を及ぼす。私は、選挙というものは事実の認識の上に立つて有権者が判断を下すものであらうと思ひま

すが、こういう議員のほとんどが税金をこまかしておるといふような感覚でもし選挙が行なわれたといふと、これは重大な問題じゃないかと思ふのです。その点についてひとつ御見解を伺いたい。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、私どもの集めた資料によりますと、当然申告すべき所得を申告していない方が若干名おられましたけれども、ほとんどの議員がというようなことは非常な間違いでありまして、私どもは、そのときに新聞に對して、そういう間違つた報道をされるのは非常に迷惑するということを申し入れた次第でございます。

○永末委員 共和製糖事件でも、わが党の春日一幸議員が予算委員会に数字のことを聞きました、なかなか出ませんでした。しかし、これは税務のことでありまして、別段何という事ではないのでございまして、若干というのは、何名ですか。

○泉政府委員 各税務署に對して、そうした申告漏れがある向きについては修正申告を提出していただくように懇諭するようということを指示したのであります。私どもが税務署から聞き出した数字でございまして、六十人程度というふう聞いておりますが、その具体的な内容につきましては、まだ修正申告がどのようになされたか集計いたしておりますので、判明いたしております。

○永末委員 六十人というのは、その当時の衆議院議員、参議院議員ですか。

○泉政府委員 さうでございます。

○永末委員 地方議員はおりませんか。

○泉政府委員 そのとき集めましたときには地方議員は入っておりません。

○永末委員 第一に伺いたいのは、お調べになりました衆議院議員、参議院議員、つまり国会議員の所得というものは一体どういう内容のものとお考へになっておるか、どういふものを所得として、課税標準として把握されたか、この点を

伺いたい。

○泉政府委員 御承知のとおり、現在の所得税法におきましては、所得の種類を十種類に区分しております。そのうち利子所得、配当所得の一部及び山林所得、退職所得は、これは分離課税でございます。それ以外の所得につきましては総合して申告していただく、こういうたてまえになっております。政治家の方の場合に、総合して申告すべき所得には、たとえば配当所得の申告をしなければならぬ分、あるいは給与所得、事業所得、譲渡所得などおありの方もおりかと思ひますが、政治家として特有の問題は、いわゆる政治家としての活動に伴う収入の問題だと思ひます。これにつきましては、所得税法の九条一項二十二号に、公職の候補者が選挙運動に關して取得して同法の規定によつて届け出たものは非課税という規定がございます。それと、相続税法のほうに、個人からもらった分について同じように非課税の規定がございますが、その二つの非課税の規定のほかに非課税の規定はございません。したがつて、政治家の政治活動に伴う収入支出につきましては、その収入に對して、必要経費として認められるものを支出して、もし残りがあれば、その残りの分については雑所得として課税すべきである、こういうふうにしております。

ただ、実際問題といたしますと、政治家の収入支出の内容にはなかなか明らかにできない部分がございます。調査にあつては非常に困難でございます。私どもといたしましては、そうした余りには、結局私的な財産の形成あるいは御本人並びに家族の方の私的な消費、こういう形になっておるものと思ひます。したがつて、調査にあたりましては、そうした私的な財産の形成あるいは私的な消費に使われた面について調査をする、こういうことにいたしておるわけでございます。

○永末委員 これまた新聞を引き合ひに出して恐縮でありますけれども、「ゴマカした所得金額は百万円以下から数千万円におよび」、こういうことが書いてあるわけです。そうしますと、いま

おっしゃったように、所得というのはなかなか把握は困難だと言われましたが、その困難な意味合いは、いまあなたのおこぼれを繰返しますと、明らかにできない部分がある、こういうことをいふあなたが言われたわけです。明らかにできないというのは、実態上明らかにできないのか、それとも、法律、つまり税務行政上所得と考へておる、そのルートに乗らない、こういう意味なのか、そのところをひとつ伺ひたい。それから、金額についてどれくらいあつたかということ伺ひたい。

○泉政府委員 所得と申しますのは、もう皆さん御承知のとおり、収入があつて支出がある、その残りが所得になるわけでございます。したがつて、その政治家の場合に、政治活動に伴う収入支出があつて、その残りというところになるわけでありまして、実際問題といたしましては、そうした残りは生じない方が多いわけでありまして、政治活動に伴つて支出されてしまふ。ただ、時に、家を建てる、あるいは自動車を購入される、レジャー用のいろいろな消費を行なわれる、こういったことがあつた場合におきまして、その部分にも政治活動に伴う収入から使われておる向きがあれば、これは所得になるものだと思つておるわけでありまして、いま申し上げましたようなところからいいますと、収入と支出はそれぞれあるけれども、所得になる姿というものがなかなか調査しにくい、こういうことでございまして、それから、どうも新聞記事を引き合ひに出されるのははなはだ迷惑なものでありまして、私どもといたしましては、個人の秘密を守る義務が課せられております。したがつて、そういう調査の結果どのような所得の脱漏があつたかどうかというところは申し上げかねます。

○永末委員 あなたはいま新聞を引き合ひに出されるのははなはだ迷惑だとおっしゃったが、私はちゃんと断つてある。それはあたりまえのことである。ただ、私が申し上げたいのは、知る由がないから、これは明らかに国民にみられた文字で

ありますので、それを国民がそのとおり受け取つておつたのでは、これは政治一般に對する不信になる、こういうので私はお伺ひをしておるわけがあります。

そこで、あなたのお話を伺ひますと、所得というのは収入から支出を引つぱつた残りだ、こういう話でございますが、収入というものの判定がつかぬのではないですか。税法上つかまえない、こういう意味なんですか。そのところを伺ひたい。

○泉政府委員 収入の中には、御承知のとおり、政治資金規正法によつて届け出ておられる収入もございまして、しかし、実情をいろいろお聞きいたしますと、その政治資金規正法によつて届け出ておる収入以外にいろいろな収入があるようでございます。その調査が非常にむづかしいということはお話のとおりでございます。しかし、多くの場合は、収入もあるけれども、それは同時に政治活動に伴つて支出されておるのであります。したがつて、その残が所得になるわけでございまして、その残として所得になるのは、収入の割には意外に少ないものである、したがつて、それが私的財産の形成なり、あるいは私的消費の姿になつた段階で初めて所得として把握し得る、こう思つておるわけでございまして。

○永末委員 いまおっしゃつたことでわかるのでありますけれども、収入があつて支出がある、その支出の面で私的消費の面と政治的消費の面とがある、政治的消費の面は当然それはその収入に見合うものであるから、引つぱつて残りが所得だ、こう伺ひたい。

一体政治的消費といふのはどんなものですか。

○泉政府委員 これは私が申し上げるよりも永末委員のほうがよく御承知のはずでございます。政治活動をやっておられますれば、国会、国から給与を支給される秘書二人のほかに秘書をお使いになる場合もございまして、あるいは事務所を設けて、そこでいろいろな活動をされる場合もございまして、国会から支給される通信交

通費以外の費用も要するわけでございます。あるいは、国会の報告演説を行なうということで選挙区をいろいろかけ回られる、そういったいろいろな必要な経費が支出されるわけであります。私よりもむしろ永末委員のほうがよく御存じだと思います。

○永末委員 私はそんなことを聞いておるのじゃない。国税庁がいまのようなことを、たとえば税務計算する場合には、必要経費というものをどう考えるかというのは重要な問題である。政治家はそれぞれ消費をしていますよ。しかし、たとえば青色申告の事業者の場合、その専従者に対して給与をとろうというのが新しい制度でございますが、それなら、政治家が秘書を二十人雇っておる場合にそれに対して給与を出す、たとえば永末政治事業会社というようなものをつくって、会社なら別でございますが、個人営業だ——営業じゃないですわね、政治は。そして給与を出しているとするれば、源泉徴収をやるかやらぬか、こういう問題になるわけですね。したがって、われわれは全部政治活動をするためにいろいろな消費をしておるには違ひございません。政治家の政治活動の中で収入がある。しかし、その中で、これは当然政治活動のためだから必要経費で落ちるのだと税務署が御判定になるものを聞いておるわけです。それを伺いたい。

○泉政府委員　それが、先ほど申し上げました秘書の給料であるとか、事務所の経費であるとか、通信交通費であるとか、あるいは演説会場の経費であるとか、そういったものです。

○永末委員 おそらくこれは、各政治家というのは個人の所得の申告をしなくてはなりませんね。三月十五日には一斉にみんな確定申告をされるわけです。そうしますと、あなたのお話では、大雑所得というところに入ってくる。雑所得のところには必要経費を、これは小さい欄でございますけれども、書かなくてはならぬ。その場合に、いまおっしゃったように、その政治家が雇用をしておる秘書の給与、それから事務所の経費、通信費、

演説会場の会場費とおっしゃいましたが、事務所
の経費といつたて、これは一体何ですか。家賃
と光熱、水道料ということだけではないと思いま
す。演説会の会場費だけではなくて、演説会を設
営するためにはいろいろなものが要るわけであ
ります。そういうようなものを全部必要経費とし
て国税庁はお認めになる、こういうことですか。

○泉政府委員 必要経費の具体的な中身になりますと、法律に特別の規定があるわけでございませう。それから、したがって、政治活動に伴う必要経費とは何ぞやということを判断していかなければならないわけであります。私は、やはり、そうした必要経費には、そのほかの所得の場合の必要経費と同じように、おおむね常識をもって判断し得る部面が多いと思うわけであります。したがって、個々の経費について、これが必要経費になるかどうかという判断はなかなかむずかしい問題でございませうけれども、しかし、多くの場合は、そういう常識をもって判断して差しつかえないようなものではないか、消費されていることは事実でございませうから、そういうふうに思っております。

○永末委員 党費はどうですか。

○泉政府委員　個々におつしやいますと、党費といひましてもいろいろな性格のものがございますので、一がいに党費ならすぐ必要経費といわれるかといひますと、なかなか問題があるようございします。というのは、各党によりまして、党費として徴収しておられる内容がいろいろ違っておりまして、したがひまして、各党にそれぞれどういふものを党費として徴しておられるかというのを詳しくお聞きいたしますと、なかなか一がいに申し上げかねます。しかし、概して、党費として各議員から一律に徴収されているものは必要経費になるものが多いと思っております。

○永末委員　その常識でものがわかればいいのでありますけれども。みな常識の線によって動いておるわけです。しかし、事、一たん税の問題になりますと、一休国税庁当局はどういう判断をするかというところはやや明確にしておきませんと、常

識の線が大幅でございますと、やはりそこに疑いを持たれる点がある。たとえば、事務所の設営とかなんとかというようになりますと、それは個々の事業所のように証憑書類をつけないければ必要経費として認めないかというような問題が起きてくるわけです。個人的な秘書に對しましても源泉徴収をして届けなければならぬ、こういうことになりますね、雇つておれば、雇用して源泉徴収しなければ税法違反でしょう。その点いかがですか。

○泉政府委員　お話のとおり、秘書に対して給与を払っておられる場合には、給与所得を支給しておるわけでございますから、それにつきまして源泉徴収をしていただく必要がございます。もちろん、その源泉徴収を要しない非課税の限度内の給与でございますと、これは源泉徴収は必要ございませんけれども、独身者であれば一万数千円、その非課税の限度をこえる給与を支給されておられるば、当然源泉徴収の義務があるわけでございます。

○永末委員 あのところ、この新聞だけでなく、

いろいろな新聞に出たわけですね。そして一応確定申告も終わり、あなたのほうが調査されて、その資料に基づいてそれぞれどうされたかわかりませんが、それぞれの当たった人には連絡をされて、修正申告、その部分を今度確定申告をしておられると思うのです。こういうことを明らかにされる御用意がございいますか、決着がついてから。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、私どもは、所得税法に基づきまして、一般の国家公務員とは特別の守秘義務を負わされております。

したが、いまして、その趣旨からいたしまして、そういう内容を明らかにすることは、秘密を守る義務に違反することになりますので、お許しをいただきます。

○永末委員　個々の人について内容を明らかにする、これは高額所得者でも普通は公にはしない、こういうことになっておるわけです。しかし、いまふわつとした疑いの念を、政治家が税金を払うとい

うことに對して國民が持つておるとするならば、そういう空氣を起こさせる一つの原因は、私はあなたのようにあると思うのです。であるならば、その原因を除くことくらいはしなければならぬと思うのです。ですから、政治家の収入というものの、概括的にこういうものであって、しかし、政治家の収入の中でこういうものは必要経費である、このくらいの基準を天下に明らかにしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○泉政務委員 お話のとおり、申告納税のためえからいたしますと、どういふものが必要経費になるということの詳細を明らかにする必要があるうかと思ひます。ただ、今回の場合におきましては、いろんな支出がございまして、その一々につきましてこまかく判定することはなかなか容易でございませぬ。時間的な余裕もございませぬでしたので、まあ代表的な事例をあげまして、それ以外につきましては、各個の議員の方から国税庁なりあるいは国税局の所得税課のほうに御相談をいただくようにお願いしたわけでございます。その結果といたしまして今度の申告が行なわれておるわけでありますが、私どもは、先ほど申し上げましたように、必要経費というのはおおむね常識をもって判断し得るものでありまして、特殊のケースにつきましては、あるいはそれを明らかにする必要があるかと思ひますが、すべての点につきましてそれが必要経費であるということは必ずしも明らかにしなくても、おおむね政治家家の良識に従つて御判断いただければいいのではないか、このように思つております。

○永末委員　国会議員の場合には、いまおっしゃったようなことが行なえるかもしれません。しかし、政治家というのは国会議員に限りませんで、山ほど地方議員がおるわけでございます。だから、国民のほうからいたしますと、事、政治に関与している者一般について、やはりふつとした明確でない空気を持つておるのじゃないか。いま地方選挙の最中でございますけれども、地方議員に対しても同様なことをおやりになりますか。

○泉政府委員 お話のように、政治家の方はひと

り国会議員に限らず、各地方議員の方、あるいは地方団体の長という方も政治家の方であるわけでありまして、したがって、そうした申告につきましても、同じように申告していただかなければならぬわけでございます。ただ、今回はともそこまで手が回りかねましたので、とりあえず国会議員の方にその申告についてお願いしたわけでありまして、いずれ、地方議員の方にもそういった面については連絡をする予定にいたしております。

○永末委員 私どもは、政治家というものの身辺が明るく、そうして透明に選挙民に映っておる、こういう状態が民主主義をささえる背骨だと思っております。したがって、これらの問題につきまして、これははっきりしてきませんと、国民の方が代議政体による民主主義というものに対して不満や不安を抱いてまいります。その意味合いでは、税務当局の果たす役割りもまたきわめて私は重大であると思う。各報道機関というのはそれぞれその報道機能を取り上げるのでございまして、その報道機能に対してあなたの方々が処置をされる目標をはっきりさせるとともに、その内容についてはやはり相当正確なものを知らして、国民の側から見た場合に、自分たちの代議政体というものの姿が正確に映るように、そういう御努力をひとつ今後とも願っておきたい、こう思います。

○泉政府委員 お話のとおりであると思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、私ども秘密を守る義務がありますので、内容の申し上げかねます。申し上げかねておりますと、揣摩推測でいろいろな記事を書かれるのでございまして、それが違ふということをおうとする、つい秘密を守る義務を侵さなければならぬ、非常なジレンマにおちいつている次第でございまして、非常に困っておる実情でございまして、御趣旨の点はこもともでございまして、したがって、秘密を守る義務に反しない限度において、そういった報道について正確を期するように

私どものほうでいたしたいと思っております。

○永末委員 それは個人の秘密を暴露せよなどということを言うておるのじゃないです。しかし、税務の問題は、抽象的、一般的の問題じゃなく、それぞれの一人一人の問題があるわけですね。政治家というのは日本の国に何万人おるか知りませんが、政治家一般として扱われるならば、はっきりと透明な姿勢をとっておる人にまで疑いがかる。したがって、その辺のところは、やはりいままでの個人の秘密を守る義務行政とは一風変わった役割りがあるんじゃないかと僕は思うんです。やはり報道機関を通じて正確な姿を伝える。大臣がおりませんから、これは大蔵省全体のかまえたと思っております。この点について、ひとつ次官からお答え願います。

○小沢政府委員 政治家の所得、それに対する支出、さらに課税の問題、おっしゃる通りに、これが明らかになりまして、国民に疑惑を持たれないように、また大部分が――先ほど申し上げますように、六十人といいますが、全国会議員の二割に満たないわけでございますから、大部分の方がちゃんと申告をして一般国民の納税義務を果たしておられるわけでございますので、今後一そう私どものほうではおっしゃる点に留意いたしまして、国民の信頼というものが、あるいはまた逆に言いますと、不当な疑惑が生じないようにいたすべきだと思っております。そういう意味で、できるだけ沿うように検討を進め、また、いろいろ法律上の秘密保持義務その他等もよく勘案いたしまして、政治的な配慮を加えて、おっしゃるような措置を検討いたし、とっていききたいと考えております。

ただ、私自身も、現実には、また毎日そういう問題にぶつかっておるわけでございますが、とにかく、国会議員全体の給与問題、あるいは政治活動の、これを税法上経費と見る範囲というものは、なかなか税の立場だけでこれを考えていきまないと、国会議員の活動なり政治活動なりの常識と現実とまた相反する面も出てまいります。その辺のところは、今後大いに検討といえますか研究を進めてまいらなければいかぬ問題だと思っております。先ほど長官から答弁がありましたように、国会議員なりあるいは政治家の方々それぞれが、自分のお立場で常識をもってお考えいただいて、そして、政治家としての政治活動の常識の範囲で経費と考えるものを私どももすなおに受け取って、こう、こういう気持ちで申し上げたわけでございます。いまのところはそれしか道がないんじゃないかというふうに考えております。ただ、これが徹底されておりましたら、ある方は経費として申告し、またそれに伴って、ある方は経費ではないと思いがた、それは申告がない、それがそのまゝいくということ、公平な課税というものが行なわれないというふうな結果になつてもいけませんので、将来検討し、また、先生方とも十分――私はやはり現実の政治活動をおやりの方々の御意見も十分聞きまして、また、実態もよく勉強いたしまして、全国的に公平な取り扱いができるようにしていくべきものと考えておるわけでございます。

今後御趣旨に沿うように、よくひとつ検討してまいりたいと思っております。

○永末委員 政治家が政治をやっておつてとんでもない大所得者になるというふうな印象を国民に与えておる間は、日本の民主主義はちゃんとやらぬのである。アメリカでも、ニクソンとケネディの大統領選挙のときに、ニクソンが自分の所得をテレビを通じて明らかにした、こういうこともありました。これは自発的にやったわけでございます。しかし、政治家と税金という問題につきましても、はやとせずに、やはりそのけじめといたしまして、これをばつぱり国民に知らす、こういう態度を大蔵省としては堅持をし、それを実行していただきたいと存じます。

次に移ります。

四十年に配当所得の源泉分離というのがわが党の反対にもかかわらず成立をいたしましたけれども、それ以来、配当支払いというのは、日本の経済から見ましては増加しているのじゃないかと思っております。ところが、この制度が実施せられたために、配当申告というのは減っているような気がするのです。この実態を明らかにしていただきたい。

○塩崎政府委員 数字のことでございまして、数字でお答え申し上げたいと思っておりますけれども、全体といたしまして支払い配当金額はふえておりますし、源泉分離選取制度も一つの限界がありまして、たとえば五十万円あるいは保有限度というふうなものがございまして、そんなには減つてないような傾向でございまして、永末委員のおっしゃったのは、確定申告で申告される配当金額でございまして、支払い配当全体でございましてどうか。

○永末委員 要するに、その前からあったでしょう。どれとどれと見合つたらいいか、見合つた数字を並べていただきたい。そうしないとわからない。

○塩崎政府委員 おそらく、分離課税ができたこと、さらにまた少額配当五万円までは支払い調書の提出が要らないし、また申告が要らない、この関係で、すでに三月十五日までに総合課税を受けておりました支払い配当の所得に合算される金額がどの程度減つたかという問題でございまして、資料でお答え申し上げたいと思っております。

○永末委員 その資料はいつ出ますか。

○塩崎政府委員 さつそく手配いたします。

○永末委員 そうすると、この点につきましても、その資料が出てからまた質問します。

次は、税務関係で、大体どの程度の所得から大資産家と考えていますか。

○塩崎政府委員 大資産家あるいは大所得者ということばは、税法上定義はございません。まず私ども頭にもまいりますのは、税法では、たとえば資産合算の限度が二百万円、今回の所得税法の改正案では三百万円ということに引き上げをいたしておりますが、これも一つの目安でございまして、さ

らにまた、所得の公示は、五百万円を公示の限度
といたしております。その五百万円も一つの限度
かと思ひますけれども、私どもは、画一的な大
所得者あるいは大資産家の基準はないというふう
に考えております。

○永末委員 大資産家というのが税法上のことば
でないことは、私もよく承知しております。そこ
で、税法上やっておられるのは、いままでは五百
万円以上の者ということ、一応税務署から公表
しておられるかどうか知りませんが、みんな知って
いますね。そうしますと、五百万円以上刻んで
けつておられますか、その所得内容というものは
わかっていますか。給与所得、利子所得、いろいろ
ございいますね。配当所得、譲渡所得とございま
すが、特に配当所得、利子所得、ここに重点を置
いて、一体五百万円以上の者で、給与所得はこれ
くらいで、配当所得はこれくらいの比率になってお
るといふのはあると思うのですが、それをちよつ
と知らせてください。

○塩崎政府委員 もちろん、私どもには申告書の中
に所得種類が書いてございまして、中身は持
っておりますが、私どもその内容については公
開いたしておりません。

○永末委員 この利子、配当の分離という問題を
考える場合に一番重要なのはその点なんです。一
体だれが得をしているのかということ、これをわ
れは知りたい。あなたが公表しないという、一
体だれに影響があり、効果があるかわからぬわけ
です。

○塩崎政府委員 所得金額ごとの階層別に、どの
程度の所得者にはどの程度の配当金額が集中して
いるかというところは、これはもちろん私どもは資
料として出してございます。先ほど御要求の資料
の中にはそれが入っていると思ひます。

○永末委員 それもあわせて出していただけま
すね。それでは、四十年に源泉選択制度が配当にでき
ましてから、それまでにはそうでなかった配当金
額が、選択で分離されたとみなされる金額は幾ら

か、お答え願ひます。

○塩崎政府委員 私の記憶するところでは、源泉
選択課税制度が採用されて、総合課税と比べ
ました場合の減収額は、四十五億円というふう
に考えております。

○永末委員 この四十五億円の減収を生ぜしめた
相手方は何人ぐらいとお考えですか。

○塩崎政府委員 源泉選択を選んだ方は二十八万
六千人でございます。

○永末委員 計算したら出ますが、一人当たり平
均何ばになりますか。

○塩崎政府委員 二十八万六千人の方が、配当金
額二百九億円につきまして源泉選択にいたして
おります。一人一万五千円ぐらいでございます。

○永末委員 あの源泉分離をやつたために、株式
を分散すると税金を納めなくてもいい度合いが
非常に高まつてくる。そこで、おそらく株式はど
んど分散したのではないかと思ひます。そこ
で、あなたのほうで、四十五億円というものが前
から比べて減つた、こういうことでございまして、
どの程度一人当たり分散しておるかという資料は
ございいますか。

○塩崎政府委員 その確たる数字はございませ
ん。源泉選択のみならず、分散の要素は、もう一
つ、御案内のように、少額の配当につきまして
申告は要らない、あるいは支払い調書は出ない、
このほうによる分散のほうが私は多いかと存じま
すが、資料が出ない関係上分散の程度がまだは
つきりいたしません。

○永末委員 少額配当の問題につきましても、こ
の分散し得る能力を持つ者というものは、相当な
人だと思ひます。普通の少額株主のためにこの
制度ができたようにいわれている面もありま
すけれども、実態は、そういうものもございま
す。しかし、そういう制度があるから、これを利
用して自分の株を分散して、申告しなくてもい
い、こういうことをやっている人々もあるのでは
ないかと思ひます。この税制の害悪はまさにその
点にあります。したがって、その御調査はあなた

のほうとしてやっておられるのじゃないかと思ひ
ますが、もう一べんお答え願ひます。

○塩崎政府委員 確かにそういう傾向もござい
ます。しかし、一方、議決権行使の関係でなか
か分散できない方々も相当あるわけございま
す。そういう方々を二つに区別することもなか
なからできませんので、私どもはどの程度の方が分
散したかというところは明瞭につかめないわけ
でございますが、四十年の実績におきましては、申
告分の金額が配当で百九十二億円ばかり、個人に
ついては推計されております。

○永末委員 その百九十二億円というのは何で
ですか。

○塩崎政府委員 支払い配当金額で、個人株主に
帰属するものであつて、申告の要らない少額配当
に属するものでございます。

○永末委員 その金額はわかりませんが、それが何
人ぐらいかというところはわかりませんか。

○塩崎政府委員 数は私どものほうではつかめ
ません。これは調査ができません関係上どの程度か
かりませんが、支払い配当総額から個人の株主分
を推計し、私どもに総合申告された分からだんだ
んと分析したその残り、いわばかすみみたいなもの
で推定しておるわけでございます。

○永末委員 この点につきましては、あとで資
料が出ましてから同うとしまして、資料が出な
いと正確なところがわからないのでござい
ますが、わが国の所得税制は累進税率をとつてお
る。ところが、資料が出てからでないとはいへぬのであ
りますけれども、ずっと上のほうへいきま
す。この特別措置のおかげで、配当または利子に關
する部分はきつめて税率が安くなつておる。そうし
ますと、いわゆる累進の効果というものは、上の
ほうにいくと、ラフな考えですけども、逆に薄
れてきておるのではないか、そのように私は思
はれる。その点について、ひとつ累進税率の効
率というものはどの辺からばけておるかという
ことを伺ひます。

○塩崎政府委員 永末委員も御存じのように、所
得税の最高税率は七五%まで累進しております。
源泉選択一五%ということ、その累進を回避す
る道でございまして。しかしながら、配当につ
きましては、御案内のように、一五%の税額控除が
ございまして、したがって、一五%の源泉選択と
いうことは、三〇%の上積み税率、これより上
の方が源泉選択をとつた所得法では、課税所得
が百八十万円をこしますと三五%でございま
す。二百二十万円をこしますと三五%でございま
すが、いまして、二百二十万円をこえるような
方々が源泉選択をとれば得だということにもな
ましようし、さらにまた、もう一つ目立つ現象は、
資産合算を受けるために、親族の方が持たれる株
式を源泉選択にするということ、それから、それ
も上積み税率、課税所得二百二十万円以上の方
々になろうと思ひますが、そういう方々が源泉選
択の適用を受けて累進税を回避する、こういう
結果になろうかと思ひます。

○永末委員 あなたはいま、税を払うほうの立場
で答弁をされましたが、そうじゃなくて、制度と
して私は何つておるのであつて、つまり、いま二
百二十万円というところが出ましたが、先ほど同
た、一般に資産家と称せられる、あるいは五百
万円か、一千万円か、一千万円か、いろいろござ
いまして、その中で、その人の所得構成が配当並
に利子に多く依存しておるという場合には、実
際には総合所得税であるならばそこには累進率
がどんどん上がつて七五%までいくことになる
べきである。一般の低所得者からすれば、なる
ほど日本の国では高所得者は税金を取られるも
のだと信じておるわけですね。社会福祉国家とい
うのは累進税率が一つの柱だ、こういわれてお
る。ところが、いまのように、日本の国のいわゆる高
額所得者の所得内容を見てみれば、何のことはな
い、配当については三〇%で、利子については
一五%で、それが分離されておる。こういうこと
になりまして、総合所得の累進税率というのは、その高額所

得税の最高税率は七五%まで累進しております。
源泉選択一五%ということ、その累進を回避す
る道でございまして。しかしながら、配当につ
きましては、御案内のように、一五%の税額控除が
ございまして、したがって、一五%の源泉選択と
いうことは、三〇%の上積み税率、これより上
の方が源泉選択をとつた所得法では、課税所得
が百八十万円をこしますと三五%でございま
す。二百二十万円をこしますと三五%でございま
すが、いまして、二百二十万円をこえるような
方々が源泉選択をとれば得だということにもな
ましようし、さらにまた、もう一つ目立つ現象は、
資産合算を受けるために、親族の方が持たれる株
式を源泉選択にするということ、それから、それ
も上積み税率、課税所得二百二十万円以上の方
々になろうと思ひますが、そういう方々が源泉選
択の適用を受けて累進税を回避する、こういう
結果になろうかと思ひます。

得税の最高税率は七五%まで累進しております。
源泉選択一五%ということ、その累進を回避す
る道でございまして。しかしながら、配当につ
きましては、御案内のように、一五%の税額控除が
ございまして、したがって、一五%の源泉選択と
いうことは、三〇%の上積み税率、これより上
の方が源泉選択をとつた所得法では、課税所得
が百八十万円をこしますと三五%でございま
す。二百二十万円をこしますと三五%でございま
すが、いまして、二百二十万円をこえるような
方々が源泉選択をとれば得だということにもな
ましようし、さらにまた、もう一つ目立つ現象は、
資産合算を受けるために、親族の方が持たれる株
式を源泉選択にするということ、それから、それ
も上積み税率、課税所得二百二十万円以上の方
々になろうと思ひますが、そういう方々が源泉選
択の適用を受けて累進税を回避する、こういう
結果になろうかと思ひます。

得者の所得構造によってきわめてばけてくるのではない。そのばけてくることを判定する基準は、先ほど申しましたように、所得構造がわからぬとわかりませんが、その辺のところを聞きたい。

○塩崎政府委員 総体的にあらんになっていろいろと思うと思います。

私どもは、これは三十九年分の所得階層から見まして、そのときまで総合でございましたので、配当の上積み税率がわかるわけでございます。総所得で見まして、三〇%以上のものはやはり二百万円をこえるところだというふうになっております。総所得のうち配当所得が占める割合は、だんだんと上にいくにしたがって高くなることは御案内のとおりでございます。総所得が二千万円をこしますと、そのうちの配当所得は三五・七%、こんなふうな構成をとっております。

○永末委員 私どもは、この制度の効率を測定したいので、いままでは総合の場合のものでございますが、その後のものも試算ができますか。分離したあとのもの、四十年以降。

○塩崎政府委員 先ほど申し上げましたように、どの程度の階層の人が源泉選択を選んだかというところは、頭の中ではいま申し上げましたように、課税所得二百二十万円というところはできませんけれども、どういった方が源泉選択をしたかというところがわかれば——これは源泉選択をする意味が税務署にわからない形において源泉選択しておるわけでございますので、そういった階層分布はございませぬ。私どものわかりますのは、源泉選択をした配当所得はこれくらいのものであろう、それから、先ほど申し上げましたように、少額配当について申告不要の金額はこれくらいであろうという推計の金額しかございませぬ。

○永末委員 源泉選択をしたこつち側の分は別として、いま三十九年度までやられたようなこと、いまあんなのわかつている場合だけでいいです。金額は出たわけですか。税金は事実納めているわけだから、それをいまの所得階層別で所得構造と並べ合わせていただけますか。

○塩崎政府委員 私が御提出申し上げると申し上げました資料は、三十九年の総合でございましたが、このときの配当課税の状況と、四十年の分離以後の配当課税の所得階層別に見た資料を御提出申し上げまして、それが三十九年から四十年とどういうふうに移したか、こういうことを御提出申し上げたい、こういうふうに移したつもりでございます。

○永末委員 けっこうです。それでは、この辺にしましては、その資料を見せていただいてからまた御質問申し上げるといたしまして、もう一つ、この制度をとられたのは、わが国においては資本が足らぬから、資本をつくるのだ、あるいはまた、こういうことをやれば貯蓄が伸びるのだ、こういうようなことがうたい文句になっております。そこで、実施されて、貯蓄とこの措置をとられたことに相関関係があると御判定になっているかどうか、伺いたい。

○塩崎政府委員 永末委員のおっしゃる点は、配当の点だけであるか、あるいは利子の問題を含めてであるか、いまのお話では利子、配当を含めて貯蓄総額がどういうふうになったかという問題でございませぬ。

貯蓄につきましては、御案内のように、税だけの効果を抜き出してこれを見ることはなかなかむずかしいというところは先般申し上げていたつもりでございます。しかし、二十八年以来利子につきましては一〇%の分離課税をいたしておりますし、二十八年以後の貯蓄の増加は非常に目ざましいものがございます。その背後には、税金の作用というよりも、むしろ国民所得、国民総生産の上昇、経済成長が背景になっていることは事実でございます。税制の動きと、貯蓄の動きと、国民総生産の動きを比較してみますと、むしろ国民総生産の動きのほうがより大きく影響しているように見受けられるというのが税制調査会の答申であることは事実でございます。そのあたりの資料をいまつくっておりますので、近いうちにこれも出してみますが、これが税の効果と言えるかどうか、

考え方はいろいろでございます。なお、利子、配当につきましては、もちろん株価の状況を気にいたしましたときの特別措置でございますけれども、その背後には、ここに証券局長もおりますけれども、利子と配当の受け取り者側についての課税のバランス、言うならば、直接投資と間接投資との関係からきた問題でございまして、これは貯蓄間のバランスの問題で、別の問題かと思っております。

○永末委員 そうすると、貯蓄とこの特別措置の関係も資料の御提出があつてからまた伺うことにいたします。

いま、次に伺うべき株価の問題にちょっと触れられましたが、その直接投資、間接投資の前に、株価というものは、この特別措置をとったために株価が維持され、上がったというようなことが言えるかどうか、証券局長から伺いたい。

○塩崎政府委員 私ども、これは当然今回の租税特別措置法の期限延長法案ではなく、本法律案のときに御議論になると思ひまして調べたものがございませぬけれども、この特別措置の提案が伝えられてまして若干下がつてまいりまして、その後だんだん上がったというふうでございます。

○永末委員 証券局長、お答え願いたい。

○加治木政府委員 たまたま四十一一年一月からの東証第一部のダウの推移がありますが……

「堀委員」もつと前からやれ。要するに、法律ができてから値段がどうなったのか、五%が一〇%になったから上がったのか下がったのか、法律ができてから上がったかどうか、そこらからいこうと呼ぶ。

○永末委員 前から言うてくだされ。法律の効果を開いているのだ。四十二年からは関係ない。

○加治木政府委員 たまたまこちらに持ってきております資料は、四十二年以前は年別になっておりますので、ちょっと的確なお答えはできないと思ひますが、いづれにしても、株価が需給関係によって支配されることは事実でございます。税制が受け取り側にとって従来よりも改善されたという点は需給関係にプラスしたであらうという

ことは、当然考えられるわけでありませぬけれども、しかし、より多く株価というものは経済の実態、企業の収益状況というものの支配されるわけでありませぬ。したがって、四十年というのは、企業の財務状況というものが非常に悪化した時期でございませぬ。したがって、むしろ株価への影響は、その点の影響のほうが強くあらわれておる、かように考えるべきでありまして、したがって、もし理論的に言うならば、あの措置がとられなかったならばもっと悪化したであらう、需給関係がそれによって若干改善された、こういうふうに移した以外に、具体的に税制と株価というものを数字の上で証明することは非常に困難でございます。

○永末委員 いまの御答弁は、げすな言い方を申し上げますと、助平根性です。数字上きちんと判定できないものではないかと表現せられるのが正確な御見解ではないか。しかしながら、もしこれがなかりせばもっと悪かつたであらうというふうな、これはだれもわからぬこと、予測でありますからね。だから、私は、この点についても、ひとつ五%、一〇%、そしてその中にまた源泉分離が加わつたりというふうな一連の歴史がございませぬから、その辺に重点を置いた株価の変動と、この制度の変更の時期、そこに重点を置いた資料をひとつ見せてください。

○加治木政府委員 タイムテーブルに沿つた、これをどういうふうに関連づけるかは別としまして、事実というものは、資料として出せませぬ。一応手持ちの資料で申し上げますと、三十九年十二月の月平均旧ダウ、これが二一五・五〇、それから次、飛んでおりますが、四十年三月は月平均で二一七五・一四、それから六月は、この辺が最低でございませぬが、一〇九〇・八八、それから九月が一二五一・二九、十二月は二一三六・二四、あと四十一一年に入りましてからは月別の資料がございませぬ。

○永末委員 いまの数字をお知らせ願つただけでございますと、四十年に新しく制度ができたというときにはちょっと下がつておりますね。それから、

もうちょっと前からのことを調べてください。判定するに重要な標識だと思ひます。

そこで、これも資料をいただいてからもう一ぺん御質問申し上げることにいたしまして、その次は、利子の分離課税、それから百万円以下、前は五十万円以下、これは無記名、匿名、そんなものを認めておる。だから森脇事件なども起こったんだらうと思ひますけれども、これは税務のほうから見ますと、所得の捕捉がでないというふうな状態に立ち至つてゐる。といたしますと、これは単に所得税のみならず、他の税金にも影響を及ぼしておると思ひますが、所得税も取れないし、他税も取れない、その辺の見込みをひとつ御答弁願ひたい。

○塩崎政府委員 少額貯蓄あるいは無記名預金あるいは匿名預金、こういったものが税務の障害になつていないか、申告する所得者の申告に障害を与えてないか、こういう御質問でございます。

少額貯蓄につきましては、これまでの制度は、自分の住所、氏名を出しまして、一店舗、一種類というところで届け出があり、これが税務署に届け出されることになっておりますので、私はこの制度が大きな障害となつて申告納税を害しておるというふうには考えません。

問題は、無記名預金あるいは匿名預金の問題でございます。これは税には非常な問題があり、私どもとして決つていい制度とは思ひないわけでございします。これはおそろく税ということが大きな要因ではございします。が、その他、債権者とかいった別な方々に対する配慮からこんなような制度があつたかと思ひわけでございます。したがうして、税だけの見地ではどういったものをやめろということとはなかなかむずかしいと思ひます。

しかしながら、幸いにいたしまして、無記名預金の制度は現在そんなに伸びてない、全体としてのウェイトをいたしましては伸びてない状態でございまして、むしろ仮装名義預金の方が私は国税庁の執行にとりましてむずかしい問題であらうかと思ひますが、これはひとつ私どもの税務調

査の努力あるいは今後の納税協力の向上によつて解決すべき問題ではないか、かように思つております。

○永末委員 少額の預金、それから少額の配当、これは、その点だけをとりまして、これが零細な大衆の小さな預金あるいはまた受けた配当ということであれば、私も直ちにいかぬとは思ひません。それは税務行政上も意味のあることだし、特に零細な所得を持つておる大衆側からすれば、そんなもので一々という気持ちに私はなるのではないかと思ひます。問題はその制度を悪用してごまかしているやつがある。これは、国税庁長官、つかまえる方法はありませんか。

○泉政府委員 少額貯蓄につきましては、御承知のとおり、現在は一人一種類、一店舗に限つて百万円までということになって、その非課税貯蓄の申告書を出していただくということになっておるわけでございします。ただ、これを受け付けた金融機関のほうにおきまして、前に非課税貯蓄の申告をしていくかどうかということを確かめた上で受け付けるようになっておりますが、そのことところが必ずしも十分円滑に行なわれておらないために、一人で二口も三口も出てきておる場合がございします。したがつて、これらにつきましては、名寄せを行ないまして、そして、そのあとから受け付けたものにつぎましては、これは非課税貯蓄として認めるわけにまいりませんので、源泉徴収をしていただくという措置をとつております。

それから、同一人でなしに架空名義を使つてやつておる場合もございします。それらにつきましては、住民票と突き合わせまして、やはりこれは架空名義である、その住所地にそういう名前前の人はいないということが確認されますと、金融機関に通知いたしまして源泉徴収をしていただく、こういう措置をとつております。

○永末委員 いま、とつておりますと言われましたが、その架空名義というものは現実につかまえておりますか。

○泉政府委員 現実につかまえておるわけでござい

います。ただ、非常に多くの種類の非課税貯蓄の申し込み者がございします。その全部までチェックすることは、現状としてなかなかできておりません。ただ、われわれが過去に行ないました調べによりますと、そういう架空名義のものもかなり見つかつております。

○永末委員 そういうことをやれば税金がのめられるのだということを国民が思へば、これはもう税制一般に対して私は非常な悪い空気をかもし出すと思ふ。

そこで、あなたはかなりと言われましたけれども、架空だからなかなかこれをつかまえることはむずかしい。配当の場合と同じことだと思ふのです。一体、あなたのことは、かなりだけれども、かなりしかつかまえない原因はどこにありますか。

○泉政府委員 先般、私お答え申し上げました。少額貯蓄の制度ができました以来、私も四次にわたつて名寄せを行なつたわけでございします。その名寄せの結果、この少額非課税貯蓄の制度は三十八年の四月に始まつたわけでありますが、その秋に調査いたしましたときは、調査対象の一〇〇名が二重、三重に非課税貯蓄の申告を出しており、それによつて徴収し得ました額は一億七千八百万円、それから、第二次名寄せは三十九年春に行ないましたが、そのときは調査対象の二一〇名がダブつておりました。それによつて納付を求めた税額が一億六千三百万円、それから、第三次名寄せのときは一六〇名が重複しておりまして、その税額は一億四千七百万円、第四次のときは一四〇名がダブつておりました。これによつて徴収し得た税額は、近く報告を求めることになっておりますが、まだ集計ができておりません。

○永末委員 いまのこれは少額というところでございしますが、架空も調査をされた場合に、架空のやつをつかまえてわかつたというのはどういう度合になつていますか。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたのは非課税貯蓄のダブつておるほうでございますが、架空名

義のほうにつきましては、現在までに二回実施いたしております。二百六十四万枚の非課税貯蓄の申告書を抽出して住民登録票と照合したわけでございします。その結果、第一回分につきましては一八〇名符合しないものがございしましたが、第二回分につきましては減りまして、八〇名が符合しない、こういうことになっております。

○堀委員 ちょっと関連。

○泉政府委員 これはアトランダムに抽出したものでございしますが、この制度ができましたから四十二年十二月に提出された非課税貯蓄の申告書の総数は四千四百三十三万枚でございまして、そのうち架空名義のものを調査いたしましたのは、三十九年七月に調査いたして、その後はまだ調査をやつておらないわけでございまして、三十九年七月ごろまでに提出された枚数からいいますと三十三万枚程度でございまして、その約一割程度を調査した、こういうことになると思ひます。

○永末委員 主税局長、大体この特別措置というものは、本則があつて特別措置をとるわけですね。そうしますと、大体目標があるでしよう。な。こうしたいけれどもいろいろな事情で特別措置をやるのだ、三年間延長する、こういういふと、期限は三年だけれども、またもう一ぺんやるといふのか。この制度に対するよしあしの判断がまずあるだらうと思ひますけれども、三年たつたらやめられる。一体、いまのこの提案の趣旨は、とちかく三年だ、あとは考えない、こういうのですか、それとも、これは何かしつていこうというのか。税制調査会は、これは大体やめなさいという意見で思想は流れております。表現はいろいろ変わつておりますがね。その辺の考え方はいかがですか。

○塩崎政府委員 御質問のように、確かに、目標のございしますものもあれば、また、目標と申しますが、一つの時期を画しまして、その効果を見てまた判断しようというものもございします。全般的

反するから、すみやかにこれはやめるべきであるという主張をしてきたことは御承知のとおりであります。そこで、この法律案については、そういう意味では重視しておつたのでありますが、納税者にいろいろな混乱が起きるか、起きないかという問題はありますが、まあ、これに関係するものは、私も従来主張してまいりましたように、二千万納税者の中でも三十万人に該当するかどうかという程度のものでございまして、そういう意味では、多くの納税者と、この恩恵を受ける納税者との間にいろいろな意味で不公平であるという議論があつたわけでありまして。そうして、いま私が指摘をいたしましたように四十二年十二月三十一日に期限切れである、それを延ばさないことは適当でないというふうにいとお話がありました。が、私は、どうも理由として納得できないのです。

それからもう一つは、これと同時に問題にしなければならぬことは、実はこの十二月三十一日に期限が切れたものでありますから、ことしの一月十日になつて国税庁はこれに関する通達を出しておる。この法律が十二月三十一日に切れたものですから、国税庁は昭和四十二年一月十日付をもつて国税庁長官名において「少額配当所得の支払調書の取扱について」という通達を出しておる。これは私から説明するより、国税庁長官、どういう趣旨でこういうものを出したのか、国民の前にか、そうして内容はどんなものであるか、国民の前に明らかにしてもらいたいと思ふのであります。

○泉政府委員 お話のように、国税庁長官名をもちまして本年一月十日に通達を出しております。その内容は、ただいまお話がございましたように、租税特別措置法の八条の四の規定は、昭和四十一年十二月三十一日までに支払ひの確定した配当所得について適用されることになつております。したがつて、それが終了した四十二年一月一日以降の分につきましては、改正法案が提出されて改正が行なわれるかどうか、それが本質的になるまでははっきりしないことになるわけでございます。

います。そこで、配当支払ひ会社のほうからいろいろ問い合わせがございまして、支払ひ調書を提出しなければならぬか——法律上は当然提出を要することになるわけでありまして、それについて、実務上提出を督促されるかどうかというような話がありまして、私どものほうとしましては、主税局とも打ち合わせました結果、政府としてはこの少額配当の申告不要の制度は、法律案を提出して延長したいという腹であるということがわかりましたので、その点について国会で決定があるまで当分の間は従来どおりの提出を見合わせておいて差しつかえない、その法案がきまり次第、それによつて確定的に処理をする、こういう意味で通達を出したわけでございます。

まあ、ことが足りない点がございまして恐縮でございますけれども、われわれとしましては、法律を制定するのは、これは国会の権限でありまして、行政権がそれに介入するとかいうようなつもりは毛頭ございせん。ただ、法律案がどういふふうになるかはつきりするまでは——その間、法律に従つて支払ひ調書を提出せよと言います。また、配当受領者にいろいろ不安を生ぜさせます。また、支払ひ調書の提出をしなければならぬ配当支払ひ会社にいろいろ手数をかけることになりまして、しばらく法案がどういふふうになるか見守りたい、こういう意味で出した通達でございます。

○平林委員 そこが問題だと思ふのです。少なくとも八条の四は、昭和四十年一月一日から昭和四十一年十二月三十一日までの期限において一つの行為を許す、確定申告をしなくてもよいとかあるいは支払ひ調書を税務署に提出しなくてもよいという一つの行為を法律で定めたわけでは、したがつて、昭和四十一年十二月三十一日以降はどうするかという問題は、これは国会の意思がないのです。どういふふうにするかと、だれが問い合わせたか、それが終了した四十二年一月一日以降の分につきましては、改正法案が提出されて改正が行なわれるかどうか、それが本質的になるまでははっきりしないことになるわけでございます。

まっていけないのです。そのまわつていけないものを国税庁長官が通達をもつて当分の間そうするといふことがどうして許されますか。法治国家の本においてその意思がきまつていないものを、あなたはどういう権限でそういう通達を出すことができるのですか。われわれはそれを重視するのであります。

しかも、大体五万円以下の株の配当所得は確定申告をしなくてもいいとか支払ひ調書を出さなくてもいいとかいふことは、これはことばはききただけけれども、国民の、いわゆる一般の納税者から見ると、株の配当に対しては相当恩恵を与えておる、しかも、これは裏を返していえば、これはもう申告をしなくてもいいのだということ、税金を納めなくていいという合法的な脱税だとなつておる。そういう批判がある。それを国会の意思もないのにあなたが通達でもつておやりになる権限がどこにあるのか。越権行為です。

○泉政府委員 法律的にやかましく申しますれば、平林委員のおっしゃるとおり、八条の四の第一項の本文のほうはどうなるかといふことにかかわらず支払ひ調書の提出はさせるべきだといふ御意見もあらうかと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、この問題については、政府としては八条の四の第一項の期限を延長するという法律案を提出する用意をしておる、そういう点からいいますと、その法律案の提出によつて国会がどういふふうな意思決定をされるかがはつきりするまでは、当分の間支払ひ調書の提出は見合わせておいて、無用の混乱が起きて、株価などに変動が生ずることを避けるべきではないか、そういうことに判断をしたわけでありまして、もしこのまま提出をさせますならば、かえつてそういう不安を感じて売り出る株主も出てきましよう、株式市場に与える影響も無視することができないといふことでございまして、いろいろと打ち合わせました結果、このやうな通達を出したのでございまして。

る官庁じゃないじゃないですか。経済政策だとかその他のことはあなたの権限の外のことです。なぜそんなことを心配して通達を出す必要があるのですか。そういうことは、国会というものを無視して、国税庁長官が独走したということになる。そういうことを許したら、国会というものは一体何ですか。われわれはこういうことを考えると、この問題についてはやはり許すことはできないと考へておるわけでありまして。

特に、大蔵政府の腹はこういうことであるからと言つても、あなたが通達を出した一月十日はどんな日だか覚えていますか。つまり、この前の国会が解散をされて、これから国民の意思が全般に問われるべき段階であつたのです。場合によつては、社会党が大幅に進出して、自民党は内閣を投げなければならぬということにならないとは限らぬですよ。自由民主党、佐藤内閣の意思だけ聞いてものごとをきめるということもおかしいことです。大体、選挙の結果は、自由民主党は国民全般的の四八〇の支持を得たとどまつた。議席の数は多いけれども、これは別にいたしまして、四八〇の支持があつた。これは別にいたしまして、いづれにしても国民全般的の意思を問うというやうな時期でございまして、そういうときに、国税庁長官が、政府の腹はこうだから、株の値段の上げ下げのことも心配してこういう通達を出したといふことは聞こえませんか。そういうことは、私は国会を無視するものであると考へるわけでありまして、これは許すことができないです。

それから、第一、こうした期限のある租税特別措置という、一部の人のための利益のために——一部の人のための利益です。一部の人のための利益のために、通達をもつて、国会の意思がないのかかわらずそれをかつてにするといふことが許されますか。大蔵大臣いかがですか。そういうことを許されまうか。

○水田国務大臣 確かに、十二月の臨時国会のときにこの延長法案を提出するといふやうなことができた、疑義を残さないで、事態はよかつたの

ではないかと私も思います。しかし、御承知のようにああいう解散があつて、事実上これを出すことができませんでした。

そこで、政府としては、いずれにせよ改正法案の提出は予定しておりましたので、この予定がある以上、国税庁としましては、調書を出さなくてもいいというようなことになつて、国会の審議の成り行きもわからないから、その間しばらく様子を見ておれという意味の通達を出したということでありまして、これはそういう意味でひとつ御了承願ひたいと思います。

○平林委員 どんな事情があつても、そういうことをやるということは、私は政府はいけないと思うのです。これは、いまあなたがおっしゃつたように、十二月三十一日に期限が来るならば、その前に気がついて、解散する前の国会に緊急的にこの提案をして国会の意思を確かめるといふのが、わが国会の慣例であるし、そういうやり方をとらなければならぬ性質のものなんです。あなたもそれは暗々裏に認めたので、したがつて、そういう意味では、現在のこの法律案の提出のしかたは間違つておる。第一、租税特別措置というものは、国民からいろいろな批判が出てきているものだ。この租税特別措置の期限を延長するとか、それを何とかしなければならぬというときは、われわれ国会において十分審議をして、租税公平の原則に反するか、国民全般的利益に反するか、経済政策上どうか、いろいろな角度から議論してやるべき問題だ。従来もこの租税特別措置の期限が来た法律については、その事前に国会に意思を問う。いわんや、総選挙があつたら、大体そうなるだろうというときは、そんなことは許せません。

これは第二十六回衆議院総選挙後の第十六回国会、つまり昭和二十八年の五月十八日から八月十日、第五次吉田内閣の時代に、やはり選挙中に同じような状態で租税特別措置法の期限が来たことがあつた。そのときどうしたことか、大蔵省が知っていますか。そのときどうしたことか、大蔵省が知っていますか。そのときどうしたことか、大蔵省が知っていますか。

一番よかったか、こんなふうにならなければならぬで済んだかということ。おわかりでなければ、私が申し上げます。

○水田国務大臣 どうぞ御教示願ひます。

○平林委員 いまは正式な発言ですか。——では、このときは大臣、こういう措置をとつた。

二十八年の三月十四日に衆議院が解散されたので、有効期限等の定めのある法律で、次の国会の開会までの間にその期限等の到来するものが生ずることになつたので、そのときは衆議院で緊急集会を開いて、そして必要な措置をとつた。その結果、四月、五月分の暫定予算と一緒に期限等の定めのある法律につき当該期限等を変更するための法律案が可決されておる。参議院の緊急集会でこれは可決されている。そこで、同月二十六日公布、即日施行された。そして、そのあとで第十六回国会が召集された後の五月二十七日に、これに對して憲法第五十四条第三項の規定に基づく衆議院の同意が与えられた。これをやるべきなんです。これをやらぬで、法律案をちよこちよこ書いて、八条の四などを書いてはおかひりして通せると思つたら大間違いだ。われわれがちらちらと見れば、どこにあるかちゃんと見当がつく。こういうものをほおかひりして通そうということは大間違いだ。

したがつて私は、この法律案というものは、従来の慣例もあり、それからまた、この法律案の国民各位に与える影響も考え、法律自体の提出のし方が間違つておるのだから、あらためて再提出をすべきだ、こう思うのですが、大蔵大臣いかがですか。

○水田国務大臣 先ほど申しましたように、この疑義を避けるためにはどうしたほうがよかつたろうと私も考えておりますが、さつき主税局長が説明されたように、こういう出し方が違法というふうには私は判断しませんでしたから、それでこの御審議をお願いした次第でございます。これをあらためて出し直して御審議願うということは、別に必要ないのではないかと申しております。

○平林委員 誤りがわかつたならば、それを改めるにはばかることなれども、そんなにむずかしい問題ではないですか。この国会の審議の歴史に汚点を残してはならぬ。これがほかの問題ならまたいろいろ議論の余地はあるでしょうけれども、とにかく、株の配当とか銀行の利息に対する免税などというものは、国民注目の的だ。そういうようなものは、いままでの慣例や、それから常識から考えてみても、別な法律案の提出をこの件についてはしななければならぬのを、誤りがあつてもいいから、このままなんというわけにはいきません。いわんや、国税庁長官は、租税法定主義という原則に反して、これを通達でも通そう、そういうことは私はかんべんできないわけでありまして、これは何とも承知できませんが、委員長、いかがですか。これは委員会の権威にかけても、この問題は決着をつけて、国民の前に筋の通つたたてまで審議に入つてもらひたい。

○荒井政府委員 この法律案につきましては、内閣法制局として審査をいたしておりますので、その観点からちよつとふえんさせていただきます。このように、国民にある種の義務を課する規定があるという場合に、その義務について、さかのぼつてそれを免除するという形で立法するという場合と、国民に義務をさかのぼつて課する形で適用するという場合と、二つあり得るわけでございますけれども、その国民の義務を免除する形でさかのぼつて適用するということは、従来の立法例として、それは国民に不利益に法律によつて定められるべき要件をさかのぼつて適用するものではないという意味で、それは一般的に適用しては行かぬわけでございます。その点につきまして、昭和三十年に同様に、期限の定めのある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案というものを国会に提出いたして、可決されておりましたが、これは昭和三十年三月三十一日、法律第八号として公布されております。

これによりまして、当時の租税特別措置法第二條の二の第一項で、同様に、本件と同じような分離課税及び課税率の特例並びに支払い調書等の提出についての特例が昭和二十九年十二月三十一日まで適用があるという規定がございまして、それを、昭和三十年の三月三十一日に可決成立した法律にいたしましたところの期限の定めのある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律の第一條におきましてその規定を変更して、昭和二十九年十二月三十一日というのを昭和三十年六月三十日に改めております。そして、その法律の附則の第二項におきましては、改正後の特別措置法第二條の二の第一項の規定で昭和三十年一月一日から適用するということを書いて、公布されておるわけでございます。

この考え方は、その分離課税ということ、それももろもろで所得税が課税されているというたてまえからいいますと、その途中において変更するといふか、適用関係を異にするわけにはいかならぬといふことが一点それから、法律的に考えますならば、その義務の免除という形で書いてございしますが、義務がなかったのに、さかのぼつて三月に義務を規定するといふことは、内閣法制局としては、そういうことは、よほど何らかの合理的な理由がなければ認めないといふことで審査をいたしてありますけれども、そういう義務をさかのぼつて免除するといふ立法例はいくらもありません。

たとえば、今回大蔵委員会にも提案されておりますが、所得税法の一部を改正する法律案で、実は一月から以降、たとえば納税義務者が死亡した場合に準確定申告書を提出しなければならぬ、これを六月一日から施行することを予定して提案しております法律案で、実は申告書の提出義務がさかのぼつて免除される、これは四月以内に準確定申告書を提出しなければならぬという義務が法律上あるわけですから、それを昭和四十二年分の所得税について適用するといふ、さかのぼつて適用する結果、その義務が飛んでしまふわけでございますけれども、それはやはり本質的に申告義務という義務規定を軽減する、あるいは免除するといふ形のものであるならば、従

来の立法審査の例に従つて、別に妨げるということとはないということ、そういう義務規定をさかのぼって免除する規定は他の法律案におきましていろいろ設けておるわけでございますけれども、まさに昭和三十年の法律第八号の例と全く一致するということでございます、それは国会でも一応御決意いたしておるということ、そういう例に従つたということでございます。

○平林委員 大體、法制局ともあらうものは、こういうことを言つてもいい。少なくとも国会の意思は去年の十二月三十一日ということになつておる、その間に通達を出すということは好ましいことではない、それをまず前提に置いてからいろいろなことを言うてもいいと思ふ。けれども、つてくてもいいですよ。あなたのところがそんなことで、先にべらべらしやべつたら何になりますか。法律の筋が通らぬ。ですから、要するに、私ら言つておきますことは、まず十二月三十一日、もうすでに過去においてこの法律案についての期限は切れてしまつておる、その間国会の意思が定まつていない、定まつていないときに通達を出すことは間違ひである。あなたのほうは、少し緩和してもいいや、好ましくないが、いいことは言うてからものを言うてもいい、けじめがつかまへんよ。法制局というのは、やはりそういう筋を立てていかないと、そうでなくても、法律案をだんだんゆがめて、拡大解釈になる時期ですから、そういうことは私は注意してもらいたいと思ふのです。

それからもう一つ、あなたは、国民の利益になるものだ、義務を免除するものだと言ふ。その考え方、それは法律のほうばかりだから全般のものごとの判断がよくわからぬということ、私はよく理解します。理解はしますけれども、しかし、われわれここで議論をしておりますのは、この義務を免除する、五万円までは申告しなくていいとか、支払い調書を出さなくていいとか、国民だれでもいいことじゃないと思つています。大蔵大臣だつて決してい

と思つてやっちゃいけませんよ。ただ、諸般の事情でやむを得ずというやうなことでおやりになつてゐることで、決していい法律ではないのですよ、それをあなたは、何かいいことだからさかのぼつてやつていいやうな考え方は、これは私は、政策という問題で、それはあなたのほうの権限外のことで、さかかまかいことは御存じなくともいいと思ひます。いいと思ひますけれども、決してほめられる法律措置ではないのです。それをさかのぼるといふことは、私は国民の利益に反すると思ふ。それは、一応三十万人ぐらゐのこれに該当するやうな人たちについては、これはうまいぐあひだ、こういうふうになるでしようよ。いい通達を出してくれ、税の公平、あるいはいまの税金が非常に重いといふと、そしてそれで呻吟している国民全般から見ると、こういうことを法律によらず、さかのぼつてやらせるということ、いい措置だとは絶対對してはいません。国民全般の見地から考えると、悪い措置である。それをさかのぼつてやらせることはいかぬといふやうな筋道を立ててお話しただかないと、みんな間違ひ、法制局ともあらうものが、さう言うんだから間違ひない、こう思つてしまふ。やはり筋を立ててもらいたいと思ふのです。

○荒井政府委員 まず、この租税特別措置法の第八條の四の規定は、期限切れで失効してゐるということでお話を願つておきますけれども、八條の四の規定をよく読んでいただきますと、それは昭和四十年分及び昭和四十一年の所得税については、こういう規定を適用することができるとしておられます、その四十一一年分の所得税についての申告規定でありますとか、課税に関する根拠規定を引いて、その適用の一種の特例を書いておられます、所得税の納税義務というものは、御案内のとおり五年間その時効消滅というものがあつたもので、その間の更正決定というものは常にできるということでございますから、その租税特別措置法で一定の期限を画して規定されてゐると

いう立法でございまして、それはその期限が到來したから直ちに失効するといふものではございませんで、それはなお課税期間が残つてゐるといふ限りにおいて有効な規定であるといふことをまず御承知いただきたいと思ふわけでございます。それから、その場合に、こういう法律案を從來の先例もありまして提出いたしておりますけれども、これはもちろん唯一の立法機關としての国会がおきめになることとございまして、その決定の結果、適及適用しないんだ、あるいは四十二年分につきましてはこういう特例をしないといふことになれば、いま一時的な差しとめをしてゐるんだと思ひますけれども、そういう一時的差しとめはもちろん一月から解除して、直ちにその申告あるいは支払い調書の徴取というやうなものを始められるべきであることはもちろんで、それまでの間のつなぎである措置が法律的にりつぱなものであるとは、これは法制局の立場から申せませんが、それはもちろんさういふ国会での御決定のあるのに従つて行政は執行されなければならぬと基本的に考えます。

○平林委員 いずれにしても、今回提出の暫定延長法案、この成立をあらかじめ予測して、そしてこの措置をとるといふことは、国会の意思を無視するものであることは間違ひありません。さういふ趣旨から見ても、私はただいまの御説明では納得できない。そこでやはり法律案の提出のし方は、政府に筋の通つたやり方をとってもらいたいといふことを要求します。

同時に、私、大蔵省にちよつと聞いておきますけれども、大體さういふやうな通達とか政令の重要な問題については、本委員会のほうに説明をするといふことになつてはいたはずで、この特別国会が召集されて、理事会において他の法律に關係のある政令その他については説明がありました。なぜこの通達に關してはわれわれに説明しなかつたのですか。これはいかなるわけですか。意圖的に隠しておつたのですか。説明しましたか。私は理事會に出ておりました、政府のいろいろな政令その

他については逐一こまかく説明を聞きまして、これはどうして説明しなかつたのですか。ここにも私は意圖的なものがある、さう思ふのであります。なぜ説明しなかつたか。少なくとも、かつては参議院の緊急集會まで開いて、あとで憲法の定めに従つて衆議院の同意を求めるといふくらい厳格な措置をとつておる。その問題は私ら理解できませんけれども、同時に、せめてさういふことならば、国会の理事会でもって、政令やその他についてはさういふことを出しましたので、ひとつ選挙中にさういふことがありましたから御了承くださいと言つたときに、なぜこれを出してこなかったか。私はそこに意圖的なものがあり、さう見るわけですか。みな気がつかなければそのままはおかぶりして通つてしまふといふことにして、死んだ子が生き返つてくる、さういふことに疑いを持たざるを得ない。なぜ御説明をしなかつたのですか。それを聞きましよう。

○泉政府委員 本国会が始まつてから、まださういふ通達について説明を許される機会を与えられておりません。それとも一つは、この通達は、御承知のとおり執行に關する通達でございまして、いままで国会に提出いたしまして御説明申し上げておりますのは、法律の解釈に關する通達を提出申し上げております。それ以外の執行に關する通達については御説明をいたさないといふ慣例になつておるわけでありまして。

○平林委員 私はそこが認識が違ふと思ふ。これはきつて重要視すべき性質のものである。これは通達以上のものです。實際効力は法律と同じやうなことになるやうなもので、さういふことを考えれば、まず先に、進んで、さういふことがあつたとして承を求めるといふのなら、罪一等を減じていいわけですよ。しかし、今日われわれが指摘するまで何ら説明しないといふことは、これはだめです。

○泉政府委員 先ほども申しましたように、私どもは、国会の意思がはつきりするまで、しばらく様子を見るという意味で、その様子を見る間に、も

し支払い調書の提出をしなければならぬということになりますと、配当を受け取る者はいろいろ心配もするでしょうし、配当支払いをする会社のほうではいろいろな手数を要することでありまうので、そういうことで、しばらく国会の意思が明らかになりますまで様子を見る、こういう意味でございいますから、われわれは通達によって、本来国会の制定する法律によつてきまるべき支払い調書の提出義務を免除するとか、そういうことは毛頭考へておらないのであります。その点をどうか御了承いただきたいと思ひます。

なお、国税庁は他部署のことについて心配することはないうけでありますけれども、この通達は国税庁長官でないとおせないのであります。ほかの人が出すわけにまゐりませんので、省内の各方面と打ち合わせをいたしました結果このような通達を出したわけでございます。

○武蔵(山)委員 関連

それでは泉さん、ちよつとあなたの見解をお尋ねしますが、あなたの発した一月十日のこの通達によると、前段のほうはしくくもつともな、正しい判断が書かれてゐる。ちよつと読んでみましようか。新聞記者の方のみな初めてで、ちよつとややこしい問題だから通達を読んでみます。大臣、大きい声で読んでみますからね。「少額配当所得の支払調書の取扱について」。「現行の租税特別措置法第八条の四(総所得金額に算入しない配当所得)の規定は、昭和四十一年十二月三十一日までには支払の確定した配当所得について適用されることになっており、したがって、本年一月一日以降に支払の確定する配当所得については、所得税法の規定どおり一回に支払を受けるべき金額が一萬五千元をこえるものは、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書の提出を要することとなる。」「こゝまでいいんです、行政のやることとは。これなら泉さんを別に責め立てしなくてもいいんです。当然一月一日以降のものは申告義務を負わせるべきなんです。それを今度あなたのほうの行政の判断でけしからぬのは、その次の

「しかしながら、」から始まって一番下の行の「従来どおりに取り扱うよう指導されたい。」——従来どおり取り扱うということは、法律的に十二月三十一日で切れたものですから、本来なら一月一日からはきちんとやるべきことをやらずに、従来どおり特別措置の形を認めた取り扱いをあなたの通達でやつてゐる。これは越権ですよ。だから私は、前段の提出を要することとなるまでなら、通達としてもこれは間違いないと思う。あなたはまた越権でないと言ひますか。弁解しますか。もう一回ひとつはつきりしてください。

○泉政府委員 たいへん恐縮でございますが、その最初の段はおっしゃるとおりでございます。その中ほどのところに、「従来どおり」という前に「さしあつて何分の指示があるまで、」こう言つておられます。ということは、いま申し上げましたように、国会の意思によつて法律の決定がどうなるかはつきりするまでは、という意味でありまして、当分の間見合せておる、こういうだけでございいます。その証拠に、その後段のほうには「提出義務者からすでに提出された少額配当にかかる支払調書については、」云々というふうに書いてあります。ということは、提出があつた場合も想定して書いておるわけでありまして、

したがって、こゝが足りない点がありましておしかりを受けるのは恐縮でございますけれども、私どもの趣旨は、国会の意思がはつきりするまで当分の間見合せておる、こういう趣旨でございいますことを御了承願ひたいと思ひます。

○武蔵(山)委員 国会の意思ははつきりしてゐるじゃありませんか。十二月三十一日で切れたということは、国会の意思が表示なかつたのですから、その時点で一回法律は、主観的な判断を入れずにその法律だけを考えた場合には、当然そこで切れるのですよ。だから、一月一日からは当然その法律どおりのことをやるのが忠実な行政官じゃないですか。もし国会で議決されるなら、予定される法律が出るならという仮定が、もうすでに立法院の権限をあなたの恣意によつて侵してお

ることになる。そういう恣意的な判断で、こういう重大な、税金を取るから取らないかの問題に關連する問題を処理することは越権ですよ。越権じゃありませんか、それは。

○水田國務大臣 それは、先ほど申しましたように、いづれ政府が改正案を出すという予定を持つておる、これを国会の御審議を願つて、何分の審議が行なわれて結論が出る、これを持って指示するから、しばらくそのままにしておつてくれと国税庁長官が通達したのは、国会の審議を無視したのじゃなくて、むしろ国会の審議に従つて、その結果を見てからほんとうの指示をするということ、で、私は、少しも国会を無視したのじゃなくて、国税庁長官としては、その間の手続の問題で混乱を避けるために、むしろ国会を尊重して、いづれ法案がこゝで審議されるのですから、もうそれは政府として予定してゐるのですから、その審議をまつてということで、私は、国会を無視した気持ちは国税庁長官には全然なかつたと思ひます。それはむしろ逆です。

○平林委員 しかし、いづれにしても、私は、この八条の四については、理由はいろいろお答えになりましたけれども、四十一年の十二月三十一日をもつて国会の意思はないということははつきりしてゐます。

それからもう一つは、法律案の提案の責任者である大蔵大臣も、ほんとうは、去年の十二月三十一日までの間に何らかの措置をとるべきであつた、それがほんとうであるということ認められておられます。

それからもう一つ、法律案というものは、もうこれは出しておるから通るだろうという予測のもとでやりになるなら、何もこうやつて審議をする必要はないのですよ。国会でどういうようにきまるか、いま審議をしてゐる最中で、予測をもつて一つの独断を押しつけるということ、大蔵委員会あるいは国会を無視する政府の措置である。そういうことから考えますと、私はただいままでの説明は納得できない。

そこで、この問題については政府の考えを改めてもらいたいと要望しておるのであります、委員長もひとつこの取り扱いを与党、野党と相談をして、いづれにしても結論をつけるようにして、しかる後に審議を軌道に乗せてもらいたい。これを要望をいたします。

○内田委員長 ちよつと速記をとめて。
(速記中止)

○内田委員長 それでは、速記を始めてください。
この際、大蔵大臣並びに国税庁長官から発言を求められております。順次これを許します。大蔵大臣。

○水田國務大臣 仰せのごとく、今回の法律の提案については適切でないもので、今後は期限に關係のある法律については期限前に改正手続をとるようにないたします。

なお、この直所5-1の通達については、仰せのごとく、行政の行き過ぎであると認め、遺憾の意を表するとともに、今後このようなことを繰り返させないように善処いたします。

○内田委員長 泉国税庁長官。

○泉政府委員 ただいま大臣の仰せのごとく、行政当局として行き過ぎでありました。

ここに深く遺憾の意を表しますとともに、今後再びこのようなことのないようにいたします。

○平林委員 私のこの法律案の取り扱いについていろいろ政府の見解をただしてまいりましたが、ただいまのような大臣の釈明並びに国税庁長官の言明がありましたから、私もまだ釈然としないうところがありますけれども、三党と相談した結果、これをもちまして、一応了承しようということにいたしました。質疑を続けるということにいたしたと思ひます。

私は後ほど質疑をいたしますので、一応次の質問者である阿部さんに譲ることにします。

○内田委員長 阿部助議員。

○阿部(助)委員 我、この総選挙で初めて出てまいりまして、大蔵委員会へ所属をいたしました。

とりあえず三十九年からの速記録に一応目を通してみまし。租税特別措置法に關しまして論議された速記録に対しては、特に注意をして目を通してみたいわけであり、また選挙においても、国民の大多数は、この物価の問題と同時に、重税の問題に一番大きな悩みを持っておられるのであります。財政は、国の政治の物質的な裏づけであります。とくにこの委員会では、租税を一つの中心といたしまして論議されておる委員会でございます。

私がこの委員会の速記録を読んで一番感じますのは、質問のほうは明快に私もよく理解ができるのでありますけれども、政府の答弁のほうはというと、なかなか理解ができない。おそらくは国民の大多数の人たちも、この政府答弁を読んでもなかなか理解ができないのではないかと感じます。

〔委員長退席、三池委員長代理着席〕

ただ一つ、この中で租税は公平でなければならぬというこの一点については、与野党も政府もこれは一致しておるようであります。ところが、先ほどから論議されておりますように、公平でなければならぬという点では一致しておるものでありますけれども、実際問題として不公平なものが多々あるのではないかと。そうしますと、公平という解釈自体にいろいろな解釈があるのかどうかというところに問題があるかと思ひます。で、私、この委員会へ出てまいりました冒頭でありますので、この公平というのは、一体どういう形で公平を期しておるかという点、まことに原則的なことでありますけれども、それだけにお伺いをしたい。

税の公平という問題は、おそらくは古くからの問題でありまして、また、絶えずこれは新しい問題であるというふうに私感します。で、幸い大臣もお見えでありますので、まず大臣からお伺いしたいと思います。

○塩崎政府委員 税制の負担公平という用語の定義でございますので、主税局長からお答え申し上げます。おっしゃる通りに、根本的な点から出發されておるわけでございますが、各種の租税の教科書あるいは理論的な書物の教えるところでは、同じ経済的な地位にある人に対しては同じ負担というのが、租税負担公平の考え方でございます。

○阿部（助）委員 いまのお答えであります。同じ地位にある人からは同じだけというだけあります。となると、所得を受ける層はいろいろな階層があるわけですね。その間にいろいろな不公平不平等があるというところに一番大きな問題があるのではないかと、こう考えるのであります。それには累進であるとか、いろいろな取り方があると思うのであります。できるだけそういう人たちに不満のないようにということを考えておられると思うのであります。この同じ人たちに同じだということでは、これは国民の立場では少しおかしいのではないかと感じがするのですが、いかがですか。

○塩崎政府委員 前段に御指摘の、同じ経済的な状態でない人、つまり、異なる経済状態の人に対しては、どの程度の負担を求めようか、これはまた別の考え方が必要であることは御指摘のとおりだと思ひます。累進税率というものは、そのような要請を満たす意味で生まれたのだと思ひますけれども、少なくとも同じ経済状態にある人に対して同じ税負担、これは私は非常に大事な原理だと思ひます。

いまいろいろな解釈があります。同じ経済状態とは何ぞやという問題、非常に違つておると思ひます。たとえば、よくいわれておりますように、五十万円の所得者は同じ負担でなければならぬ、しかし同じ五十万円でも、勤労所得の五十万円と資産所得の五十万円では同じ負担でいいかどうか、このような疑問がございます。さらにまた、同じ勤労所得の中でも、障害者あるいは老年者が受ける五十万円と若い時代に受ける勤労所得の五

十万円、これが同じ負担でいいかどうか、このあたりにも非常な疑問があり、議論が繰り返されるところでございます。一般的に言つて私は、同じ経済状態にある人に対しては同じ税負担というところは、所得税のみならず、法人税あるいは間接税全般について非常に大事な原理だ、かやうに考えておるのであります。

○阿部（助）委員 私が伺ひしておりますのは、国民の中には、大きな所得を得ておつても、いまの特別措置法のような形で税負担が軽い、それに比べて、若い学校出たての、もう洋服をつくるにしても親がかりだという人たちがまだ税金を取られるとか、あるいは、そういう低所得であるにもかかわらず税金で苦しまなければならない事業者であるとかということ、不満があると思うのです。そういう点で、税金は、機械的に同じ金を取つたから公平だということじゃなからうと思ひます。そういう点で、いままでいろいろな考えられ、また、税金の取り方というものはどこでも考えられてきておると思うのですが、ただ、あなたのところからは同じに取るのだというだけでこの公平の問題が処理されておるわけですが、どうもその点がすっきりしないのですが。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい問題の御提起でございます。私もそういった哲学的な問題に十分なお答えができないかもしれせんけれども、先ほど前段の御指摘の、非常に高額な所得者が時によつて軽い負担を受け、低額所得者がそれよりも重い負担を受けることがあり得るといったようなことは、私はこの特別措置の事項についての御指摘かと思ひますが、そういった問題についてはどう考えるか、まさしくそれが負担公平の原則の例外だろうと思ひます。しかし、その問題は、負担公平の原則と、そういった特殊な誘引措置を与えることによつて、より国民経済が發展する、このことを通じてすべての国民経済の各層に影響をするから、そういった特別措置あるいは税制上の優遇措置が時間を限

ても行なわれてゐるのだ、そういった意味で、負担公平の原則と、言うならば、経済政策的、傾斜政策的な措置との調和を求めて税制ができておる、こういうことに理解されるのではないかと。お伺ひいたします。

○阿部（助）委員 私は、これから大蔵委員会で勉強し、いろいろな議論をしていきますためには、どうしてもこの問題がすっきりしないままに、なかなか先へ進まないのじゃないかということ、まあいろいろな速記録を読んでもたわけでありまして、どうもその辺で私にはすっきりしないわけでありまして。

いま局長のお話のように、経済全体の問題であるとか、あるいは、場合によれば資本自由化のためであるとかいうようなことを言つてまいります。これまた別な問題に發展してゐるわけでありまして。私たち、前に、東洋平和のためだとか何とかということでは目にあつてきた経験を持つておるだけに、税金の場合には、できるだけすっきりした、みんな納得するような政策でなければならぬ。今日まで税金をかつてにしばり取られてきたところのいろいろな問題が歴史的に出てきておるわけでありまして、この問題がやはり政治の場の一つの大きな中心だといふ点からいくと、この税金のあり方というものは、しかも、みんながことばの上では公平でなければならぬということでは一致しておるけれども、実際は国民は公平だといふふうには考えておらない。そういう点で何かいまの局長のお話だけでは私にはすっきりしない。

この問題はまた繰り返して私質問したいと思ひますが、そういう観点から租税特別措置法とも比べてみつつ、まず農業課税の問題を一つ見ましても、何か違つておるのじゃないか。いま農業課税の問題では、青色申告と白色申告の問題についてこの前も横山さんが多少触れられておりましたけれども、特に農民の場合等において、青色申告と白色申告の場合においては控除額が違ひます。これはなぜこれだけ控除額を違え

なければならぬのであるかという点をひとつお伺いしたいと思います。

○塩崎政府委員 おそらく基本的には負担公平の原則からこの問題を取り上げられておられると思うのでございます。同じ五十万円の所得階層で専従者控除の金額が青色申告者と白色申告者でどう違うのか、こういう問題かと思うのでござい

ます。この問題は、先般横山委員にも御説明申し上げたところでおわかりのとおり、理論的に申しますと、事業所得、つまり企業面で発生する所得と、その発生する所得が個人家計に帰属する面と、二つ分けて考えてみますと、企業面におきましては、まさしく労働した者に對しての対価は、すべて費用として考えられると思うのでござい

ます。そういったしますと、事業の形態が法人の形態であれ、個人事業の形態であれ、私は費用として認識されると思うのでござい

ます。そういったしますと、事業の形態が法人の形態であれ、個人事業の形態であれ、私は費用として認識されると思うのでござい

ます。そういったしますと、事業の形態が法人の形態であれ、個人事業の形態であれ、私は費用として認識されると思うのでござい

ます。そういったしますと、事業の形態が法人の形態であれ、個人事業の形態であれ、私は費用として認識されると思うのでござい

ます。そういったしますと、事業の形態が法人の形態であれ、個人事業の形態であれ、私は費用として認識されると思うのでござい

ます。そういったしますと、事業の形態が法人の形態であれ、個人事業の形態であれ、私は費用として認識されると思うのでござい

るとか、あるいは財産の贈与といった形のものが含まれる場合が、家計と事業との分離が不十分なものに見られる、そういった意味では、私は、青色申告者と白色申告者の区別をつけまして、青色申告者のほうに多くの控除を認めることも、これはいままでの観点から考えられるのじゃないか。さらに、農業一つとりまして、ここでもういぶ

ん議論になりました農業所得の水準から見ますと、十五万円という家族専従者の給与基準、農業所得水準は、残念でございますが、企業の水準よりも低いわけでございます。労働の対価として農業で支払われる他人労働に對する対価でも、都市で支払われる対価と違っております。

そんなような関係で、青色申告者なら二十四万円、白色申告者なら十五万円でございます。しかしながら、私どもは、できるだけ青色申告者になつていただくことでこの問題は片づけるべきであるというふうに考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 いまのお話でも、同じような条件にある農家に例をとりますと、二軒ある農家が、片方は青色申告をしておる、片方はしてないというだけで控除額が違ってくるということは、先ほどあなたのおっしゃった理論からいけば、これはやはり不公平じゃないか。そうすれば、青色申告をすすめるというが、なぜ青色申告をすすめるのか。また、すすめるということならば、どのような手段でこの啓蒙をやっておるのか、その辺をお伺いしたい。

○塩崎政府委員 御案内のように、青色申告制度は昭和二十五年からできました制度でございます。私どもは、簡易簿記を入れながら、できる限り青色申告が普及するように、何回も帳簿の簡素化をいたしまして、すすめてまいりました。今回も現金収支を中心とするような記帳の仕組みにして青色申告を普及して、できる限りその範囲を広げよう、そしてまた専従者控除の範囲拡大による利点を享受していただきたい、かように考えております。

同じ所得でありながらなぜ青色申告と白色でこ

う違うかという問題、これは先ほど御説明したとおりでございます。それが帳簿がつかないからということで白色になっておるということでは問題でございます。現在程度の帳簿で努力していただければつく面があるかと思うのでござい

ます。そういうことによつて個人家計と事業とが分離した姿を出していただいて——何も家族労働者に對する給与だけでございませぬ。収入支出あるいは減価償却その他につきまして、やはり企業と家計とを分離する、これをひとつやっていたきたい、そのあらわれが現在のところは青色ではないかと思ひます。

すでに先生御案内のように、法人形態となりまして、完全給与の形をとっております。法人と個人でなぜ違うのかという御疑問がまずその前にあるわけでございます。それは私は、法人形態をとつていふことが、家計と事業とが分離したことのあらわれであり、世の中もそういったところでは認識されておるのではないか、かように思つております。

○阿部(助)委員 青色申告をとらせたい、こう言うけれども、実際いまこの税法を知らんになつて、皆さんは専門家でわかりかしらぬが、これを見たらわかりませんよ。とても農民でこれを見て理解するなんということはない。また、帳面をつけておりましたも、税務署へ参りますと、実際問題として、いや、これがどうだ、あれがどうだということになりますと、つけたものはみんなはずされてくるというふうなことで、実は、青色をやつておつたけれども、いま青色は減つておると私は判断しておるわけなんです。あなたは、最近税務署がすすめておるので、青色申告の農家はだんだんふえておるというふうにお考えになっておりますか。

○塩崎政府委員 この問題は、もう先生御案内かと思ひますが、昭和三十五年の問題になりました。農業所得者で青色と白色との間の差が非常に大きいということで、昭和三十五年に初めて、青色申告でなくとも、家族労働専従者につきまして

白色専従者控除を認めるということにいたしましたのでござい

ます。それは主として、先生のおっしゃつたように、農業には青色をすすめてもなかなか普及しない、こういった点を着目いたしまして、扶養控除じゃなくて、家族専従者に対する専従者控除を概括的に認める、青色となりますと、いろいろの意味においてほんとうの給与の実態を備えなければならぬと、むずかしいことを言つております。しかし、農家にそういったむずかしいことも適当でないという点も認められますので、行政上、先生のおっしゃつたように、税務署と納税者とのトラブルを避けたという意味で、概括的な専従者控除を設けていまに至つております。現在これは十五万円でございますけれども、一般的に申して、これは農村における他人労働に對する平均支払い賃金を基準と定めておるつもりでございます。

○阿部(助)委員 家計と企業とを分離したいというところはそれなりにわかりますけれども、実際問題として、私が先ほど申しましたように、農民には、一つは帳面をつけるくせがないというのありまじょうけれども、税務署での交渉がむずかしい。それで、一般の人たちは、税務署で標準をつくりまして、それで取つておるわけでしょう。そうすれば文句を言つてもしょうがないけれども、帳面をつけて、文句を言われて突つ返されるよりはめんどくさくはない。税務署や警察はおつかないところだから、なるだけそこいざごさはやりたくないというので、だんだん白色になつてきておると思う。

いま皆さんのところで調べた、白色で所得税を納めておる人、また青色で納めておる人の人数をちよつと教えてくれませんか。

○塩崎政府委員 事業所得者について、四十年で申し上げますと、青色申告者の数は七十七万七千人でございます。白色者について申し上げますと、四十年におきまして百六十八万六千人となっております。

○阿部(助)委員 それは事業所や何か全部ひっ

くるめてでございますね。

○塩崎政府委員 この中には専従者控除等の結果失格する者が入っておりますけれども、少なくとも専従者控除の適用の意味におきましては、青色申告をしていないとはいかぬ、こういうことになっておりますので、そうなっております。白色も同様に失格前の納税者でございますから、実際の専従者控除の適用の結果、事業者の数はこれより若干減る見込みでございますが、事業所というよりも、個人事業者、独立の事業主の数でございます。

○阿部(助)委員 それは農家だけの場合の数字はありますか。

○塩崎政府委員 四十年の青色申告者の数は、国税庁の統計によりますと、これは専従者控除の結果もございまして、控除失格者を入れたらいいと思ひますが、それが一万八千で、そのときの納税者の数は二十四万九千でございますから、白色者の数は二十三万一千となります。

○阿部(助)委員 そうしますと、農家の場合には特に大きな差があるわけですね。そういう点で、やはり農家の場合にはなかなか無理がある。それならばなおさら同じような条件にある。すすめるにはすすめるで啓蒙をもっとされなければいかぬだろうし、この法律自体が一度や二度読んでもなかなかわからない。新聞の表現によりますと、一読難解、二読誤解、三読迷宮入り、四読了解不能というのが日本の法律だと言っているのだけれども、実際にこれはむずかしい。そうすると、いまの農民に青色をしろと言っても、よほどわかりやすくしてやらないといかぬだろうし、また、それを持つて税務署へ行っても、この領収書は不備であるとか何とかいうことではねられますと、これはもう青色をやめて税務署のあてがいぶちで標準課税で納めるということになろうかと私は思ひますが、その辺のことも何とかもう少し親切にやらないと公平にはならないんじゃないかという感じがするわけですが、いかがですか。

○塩崎政府委員 私、先生の御指摘、非常に同感

でございますし、注意していきたいと思ひます。

ただ、税法は確かに複雑でございますが、私どもときどきわからなくなることがあるのでございしますが、これは例外的な規定が多いことに多分に原因するものでございまして、一般の事業所得者の方々あるいは農民の方々、税法というよりも、むしろ所得計算になれたこと、これは税法以前の問題のような気がいたします。

そういう意味では、私どもの青色申告の様式はもう少し検討する必要があると思ひまして、今度は現金収支でもいいというようなことでいたしております。それでも農民の方々は、現在の収獲主義に基づきます標準率課税のほうが便利だといふような——これはいいかどうか反省すべき点が多いと私は思ひます。その点はひとつ行政上全部の問題を片づけながら、できる限り家計と企業が分離し、すべての方々が青色申告者になりまして、家族専従者というものがいわゆる完全給与の形態を受けるような、しかし、それも恣意に流れることのないような給料の支払いが行なわれることが望ましいと思ひます。

○阿部(助)委員 そういふ御意図は御意図といたしまして、それならば、とりあえず専従者控除という控除の額は青色と白色とを同じようにされるのが当然だと思ひますが、なるだけそれを近づける、また一緒にするといふほうが私は一番正しいのだと思ひますが、そういう御意図はありますか。

○塩崎政府委員 私は、税制上の仕組みといたしまして、青色申告と白色申告という制度が並立していること自体、おっしゃる通りに、日本の税制と申しますか、税務執行と申しますか、全く現状を反映しているような気がいたします。将来の理想といたしましては、もうすべての方が青色申告者になっていただき、青色申告者の特典のようなものがなくなるといふのが税制の理想だと思ひますが、どこか外国でも、青色申告制度、白色申告制度はございません。しかし、個人家計と企業が分離してない現在におきまして

は、何とかこれをひとつ理想の方向に持っていきたい、それはやはり青色申告についての啓蒙を深め、さらにまた私どもも反省いたしまして、帳簿についての簡素化、あるいは税務の指導についての親切、こういったことをお願いいたしまして、できる限り青色申告者にしていただきたい、こういうふうな考えておるのでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、これをすすめるのはすめるが、まだ差はやはりつけておくということですか。

○塩崎政府委員 完全給与制となりますと、たとえば十五万円という控除金額とこれが差があるかないか、このあたりが非常に問題だと思ひます。給与として適切なものを家族専従者に与えるならば、これを事業所得の段階で控除するという問題でございますので、私は、絶対額的な制限をやめようということであつて、はたしてこれが二十四万円でなければならぬとか、あるいは三十万円でなければならぬという問題ではないと思ひます。今後白色者につきましては、行政上の理由、あるいは、いま申しました企業と家計との分離の不十分ということがまだ残りますけれども、これはしかし、だんだんと今後の状況を見て、ひとつでできる限り青色申告者のほうに持っていきたい、すべての事業所得者、少なくとも所得税の納税者は、家族専従者に給与を払うならば、それが妥当な限り、事業所得の計算上は費用となるような方向に進めるのがいいのではないかと、絶対額を何万円にするかというものはたして進歩の道であるかどうか、疑問に思つておるのでございます。

○阿部(助)委員 これはなかなかあなたのほうも説を曲げないようであります。やはり指導は指導にしても、不公平な取り方だといふ点では、私はどうも納得できないわけですが、差をつけるということには、だけれども、いまあなたとこれをやってもなかなか追いつかないようでありますので、次へ移りますが、私が見るところ、農民の間でもなかなか公平にはいかない。しかし、いまこ

こで提案されております利子、配当等の特別措置ということになると、大衆との間にはまことに大きな差別待遇がなされておる、不公平がなされておるといふふうに感ずるわけでありまして、この問題に対する答弁は、先ほど申し上げましたように、私が何ば速記録を読んでみましてもなかなか理解ができないわけでありまして、このようにいろいろな新聞雑誌等も非難をしておる、また、国民の多くが不満を持っておる、それにかかわらず、なぜこれを強行して通さなければならぬのか、それがわからないのであります。

それで、まず最初に、いま国税庁長官をやっておられます泉さんが前に主税局長でありましたとき、詳しく申し上げれば、三十九年の十一月の三日号の「エコノミスト」の誌上で御意見を述べておる。この問題については、前に藤田委員から何か質問がなされておるわけでありまして、その御答弁はどうか私には理解ができない。しかし、この雑誌に載つておる限りにおいては、私は非常にうらやましいことをおっしゃつておると思ひます。そういう点で、いまでもそのお考えどおりであるのかどうか、そこを少し伺ひたいのであります。記憶がはっきりしておるならばいいのであります。だいたい前の話でありますので、この項を読んでみたいと思ひます。この記事のままた読みます。

本誌 特別措置の整理は増税することになるわけでしょうか。

泉 あれば増税とは言えないでしょう。平たく言えば、補助金を出しているということですね。

本誌 その点、思い切つて整理するところは、泉 それが、利子五百分離課税、それとの関係で、配当も分離課税しろといふのです。利子の分離課税を止めるとか、あるいは今の五百分率を一〇％にするといふようなことで相当増収になる。だから、本当はそういう増収を財源に使つて減税をやりたいところだが、利子、配当については、なかなか金融界、証券界が強い政治力をもっている、大変です。

本誌 むしろ、両方止めてしまえば公平なのは。

泉 結局、利子が五割だから配当もという関係なんです。本当は結局そういうことは止めて……

本誌 そうすると資本蓄積を阻害するというようなことが言われていますが。

泉 だけど、貯蓄というのは、経済学で認められている通り、可処分所得がふえることによってできるもので、税制が分離課税になつてい

るから、蓄積がふえるというものじゃない。だれも、分離課税になつていから余計しようなんていう気を起すよりも、やはり自分の老後が心配だ、病気になつたときが心配で貯金するので、何も税金が五割だから貯金しようというふうなものじゃないと思う。

新制高校出で、サラリーマンになりたての人が、いきなり所得税納めているんだから、それくらい資産持っている人なら税金をちゃんと納めてもらつてもいいんじゃないかと思うんですよ。元本に対する税金ではなくて、利子に対する税金ですから。

こういうふうに、あなたは、私どもも賛成する、だれしもが納得することをおっしゃつておるわけでありますが、いまでもこのお考えのようにお考えになつておるのでしょうか。

○泉政府委員 それはエコノミストの記者がたずねてこられましたときの一問一答だと思ひます。確かに私その当時そういうことを申しした覚えがございます。また、税の立場からいいますと、私はそういう立場が正しい立場と思ひます。ただ、先ほども主税局長が申しましたように、利子、配当の問題は、単に税の立場だけでなしに、日本経済全体の広い視野に立つて考えなければならぬ場合があるわけです。そういう点から、私は当時主税局長でありましたから、税の立場から言ひますとこういうことになりまして、こういうことを申し上げた記憶がございます。

○阿部(助)委員 念のために塩崎局長にお伺ひしますが、いま泉さんがおっしゃつたわけですが、あなたの御意見はいかがでありますか。

○塩崎政府委員 私も長官と同意見でございます。

○阿部(助)委員 幸い大臣がおられますので、あなたの部下はお聞きのとおりのことをおっしゃつておるわけですが、大臣のお考えはいかがでございますか。

○水田国務大臣 私は税制調査会の答申も受けておりますので、やはりこれを漸進的に改善したいと考えて、今度は御承知のように五割アップのこの法案を出して御審議を願うということに私は裁断をしたものでございますので、大体それでおわかりだと思ひます。

○阿部(助)委員 泉さんは、いま日本経済全体、こうおっしゃつたわけでありますが、前のときには、ここに藤田さんの質問に對しまして、税制の立場ではそうでありましても、世の中には税制の立場だけでは処理できない問題がある、それで、より高い立場からこういう特別措置法をやらなければならぬのだというふうなことをおっしゃつておるわけですが、いまの日本経済全体云々ということとは、そういうことをおっしゃつておるわけですか。

○泉政府委員 さようでございます。

○阿部(助)委員 そういたしますと、昔から税の問題は、取り立てられる——ある意味で昔の殿様の時代であるとか封建時代等は、取り上げていく、そういうところから、あるいは農民一揆であるとか、いろいろヨーロッパにおいても抵抗があつて、だんだん民主的な政治というものになつてきたと私は思ひます。そういうところで、この税金というものはやはり今日でも国民にとつては大きな負担になつておる。それが高い立場だ、日本経済全体だということになつていきますと、これはやはり非常に問題があろうかと思ひます。昔といつても、つい二十数年前には、勝つためにというところで、あるいは国債を買わされたり、お国のためだということですべてが回轉をしてい

てあの不幸を見たわけでありまして、いまも日本経済全体のためなんという抽象的なことで税制が片寄つた形をとるといふことは、これはやはり大きな間違いじゃないか。しかし私は、この問題に關しての議論は、またゆつくり時間をいただきたいときに議論をしたい。

特に、いま私たちが一番心配しておりますのは、やはり第三次防衛計画、そういうものがだんだん發展していきますと、この防衛産業自体はひとりでに回轉をしていくわけです。ある段階までまいりますと、今度は問答無用で再軍備政策というものが行なわれていくのは、どこの国でも例があるわけでありまして。

(三池委員長代理退席、委員長着席)

しかも、それに国債という政策がプラスをしていきますと、どこまでこの防衛産業あるいは軍事産業というものが發展していくかわからないという不安も私持つわけでありまして、この問題はいずれまた時間を見て議論をしたいと思ひますが、どうも私には、あなたのその高い立場というものが、経済全体というだけでは理解ができない。

この前、主税局長は広沢委員から資料の要請をされておるわけですが、あれはまだ出ないわけですか。この前広沢委員は、この資料が十分に出さるつてこないとの審議には応ぜられないということ、強くこの資料の要請をしておつたわけでありまして、これはどうでしょう。

○塩崎政府委員 お待たせいたしました。やつと作成できました、ただいまお配りしてござい

ます。

○阿部(助)委員

いま、経済全体、こうおっしゃ

るのは、もう少し具体的に

おっしゃつてくだ

さいませんか。

○塩崎政府委員 先ほど長官も私も、負担の公平と経済政策全般との調和というふうに申しましたけれども、先般も御議論のありましたように、租税特別措置の効果はどういうふうにあられるか、その資料を出せというふうなお話がございます。本日、その関連資料という形で出してござ

います。経済全体という意味は、私は、租税負担の公平の原則はある程度犠牲にしても、特殊な誘引措置あるいは特別な減免が国民経済全般にいい影響を來たして、経済成長がより安定かつまた大きくなる、こういう意味だと思ひます。非常に抽象的でございますが、一般的にはそういうことと

ござい

ます。

利子、配当にかこつて言ひますれば、御案内のように、現在の日本の企業の資本並びに資金需要の状態、それとまたあるいは資本構成のあり方、これらの問題が利子、配当についての特別措置の要請が常に言われておるところではないか、かように私は考えております。

○阿部(助)委員 どうもその辺が私たちにはわからない。やはり国会の答弁は、国民がわかるように、納得のできるようにしていただかないと困ると思ひます。いまのようなお話を、国民全部が、なるほど局長はいまのようなことをおっしゃつたが、利子、配当のほうは特別措置でこれだけの税金をまけてやるのは当然だというふうに考えると

思ひますか。

○塩崎政府委員 その心理的な問題とからみま

す、非常にむずかしく、私だけが言ひまして、

なかなか御信頼を得ない問題だと思ひるのでござ

います。先般も御説明申し上げましたが、非常に輸

出が伸びております。この輸出を伸ばすために、海

外市場開拓準備金あるいは輸出割増し償却制

度——その前には所得控除があつたが、これが

ガットで問題になりました際に、所得控除は輸出

に非常に支障があるというところを盛んに言われ、輸

出については各方面からの強い要望もあつてこう

いった措置が設けられた、さらにまた、農民の予約

米減税措置にいたしましたも、これはなかなか御

議論があるところでございます。予約米減税をや

めたところでも米を予約しなくなるかといつたら、

そうでもないと言われる方もありますが、しか

し、大方の方々は、予約米減税を続けていったほう

が予約米の集荷において効果的である、さらにま

た、米価の問題についても有利に働く、さらにま

た、農業の所得水準から見ても適當である、こんなような意見があり、特別措置の効果についても、各人各様に非常に幅広く意見が分かれるところだと思ふのでございます。そんなような意味で、ひとつ国会の御議論を通じ、あるいは各方面の御討議を通じて常識的に決定すべきではないか、かように考えております。

○阿部(助)委員 しかし、その利子、配当のほうについては、この前からの永末さんの御質問でありましたかでも、また、いままでの速記録を見て、なかなか数字的には説明ができない。まあ誘引措置だというふうなお話だけにしか私は見ていないわけでありますが、これだけの問題をやるならば、やはり少なくとも国民全部といたしたいけれども、せめてこゝへ出ておる野党の委員くらいには納得のできる数字というものを示すのがほんとうではないかと思ふのです。非常な御無理をなすっておるというふうに考えられるのですが、その辺どうでございますか。

○塩崎政府委員 おっしゃる通りに、この特別措置の効果の評価の問題は非常にむずかしい問題でございまして、なかなか完全な御理解を得るといふことはむずかしいと思つております。しかし、いままで長年のこの制度についてのいろいろな批判も受けながら、あるいは修正も加えながら、あるいはこれについて仕組みも変わつてまいりましたけれども、国会で慎重な御審議の結果この制度があることを考えますと、これは私は税の立場だけで否定することも問題があろう、そういう意味で国会の御議論を十分尊重していきたい、そのことによつてこの制度が国民経済全体の中にとけ込む、特別措置についての根本的な欠陥は、慢性化し、既得権化するものであらうと思ひますので、やはり経済情勢に應じまして適切な措置を講ずる、今回、貯蓄につきましては五割の税率引き上げが行なわれておるといふことは、やはり新しい事態に應じては新しい状態に席を譲るといふような特別措置の流動改廃ということが行なわれる、このことが大事なことでないか、かように

考えております。

○阿部(助)委員 いまのお話はもう少し私にはわからないのですが、大臣はこの前の、たしか二十四日の委員会で広瀬委員の質問に對しまして、今年はほんとうは減税すべき年ではないのだ、むしろ企業の過熱というふうな心配があるだけに、減税なんというものをすべき年ではないのだという答弁をされておるわけですね。だから幾百万円まで減税すべきじゃないかという質問に對して、そういう意見はこゝで答弁しておられるわけですね。そうすると、これは話が少し矛盾するのじゃないか。過熱の心配があるならば、なおさらこういう利子、配当などというところの減税はすべきじゃないのじゃないかと思ふのです。大臣のお話は少し矛盾しておるように思ひますが、いかがですか。

○水田国務大臣 個々の問題はともかくとして、私の申しましたのは、こういう経済の動向のときに、大きい減税と、そうして公債発行額をふやすという政策をとるべきじゃない、本年度は両方ともほんとうはそれを圧縮する年である、しかし、税制の現状を考へて、所得税の減税はもう一步やる必要があると私どもは認めて、所得税中心の減税をしておる、こういうふうに答弁したわけでありませう。

○阿部(助)委員 そうすれば、過熱の心配があるとなれば、こゝしは減税なんではないで、むしろ公債発行額を減らしたい、こうこの前おっしゃつたわけですね。

○水田国務大臣 そうです。

○阿部(助)委員 そうすると、いまの利子、配当の特別措置などいふものは、まずまづ先にこれをやめるべきじゃないかということになりませんか。

○水田国務大臣 ですから、この間も申しましたように、もうすでに昭和二十八年以来十何年というふうが続いてきた制度であつて、国民の貯蓄心と事実上結びついた一つの制度になっておりますので、これを一挙にやめるといふことが非常に影響が大きいだろうと思ふので、徐々にこの問題を

解決していこうということで、私は本年度漸進的な方法として従来の措置に改善を加えたといふこととでございまして、ただ、これを一挙にやれないというので、徐々に私どもは解決しようと思つております。

○広沢(賢)委員 関連質問。

大蔵大臣が言われたこの前の大蔵委員会における説明でございしますが、あれを讀むと、自己金融力が非常に大きくなった、こう申されておりますね。

○水田国務大臣 企業の自己金融力というものは、こゝ一、二年の間に非常に大きくなつております。

○広沢(賢)委員 その自己金融力が中心になつて現在景気過熱の心配がある。それは設備投資だと思ひます。そうすると、この設備投資というものは、これは主として個人所得から出るのじゃなくて、企業の所得からほとんど出る、これが心配だといふ、そういう御意見ですね。

○水田国務大臣 設備投資の意欲というものが非常に強くなつてきていることは御承知のとおりであります。そうしますと、企業が自己金融力をいま持つておりますから、かりに設備投資をするといふときには、自分の金で投資をする。ですから、銀行でいいますと、銀行の預金だんだんに減るという形になつてはきますが、その設備投資の資金需要というものが銀行に集中してくるということとはよほど先である。だから、いますぐそういう面から過熱するといふような現象は出なくても、その動向を絶えず見ておつて、事前に私どもがいろいろな機動的な運用をする必要があるといふことを申したのであつて、自己金融力がなければ、設備投資が始まつたらすぐ銀行の資金需要となつてあらわれてくるのですが、これがすぐあらわれてこないといふことを言つたわけですね。

○広沢(賢)委員 その問題はあとで議論することにして、租税特別措置といふのは企業減税でございませう。これはお認めになりますね。租税特別措置といふものは各種ありますね。こゝへ資

料が出てきておりますが、大蔵大臣にお聞きしてゐるのですが、これは主として多くは企業減税でございませう。

○塩崎政府委員 本日お手元にお配りいたしました資料に、私どもその数字を、租税特別措置の減収額による企業分が幾ら、個人家計分——貯蓄でございませう、これが幾ら、その他が幾らというふうに分折してございませう、二千三百八十五億円のうち、企業関係は私どもは八百一億円と見ております。貯蓄関係が千四百五十四億円で、これが最大でございませう。その他、航空機の揮発油税の免税等百三十億円がわずかでございます。

○広沢(賢)委員 そうすると、この中に書いてあるのが、大企業中心にしても三百六十四億円で、これは企業減税でございませう。大蔵大臣に質問しておるのです。

○水田国務大臣 そうでございます。

○広沢(賢)委員 そうすると、先ほど減税はすべきではないと言われた。非常に困つた人がずいぶんいます。所得税が納められないで困つてゐる人がいます。ところが、企業減税は三百六十四億円やるといふことになるわけでございますが、これは矛盾しておりませんか。

○水田国務大臣 これは過去の法律に基づいてこゝうやつておるということ、新しくこれだけの減税をしたといふものではございません。

○広沢(賢)委員 過去にやつてゐるからと言つたつて、やはりこれを、たとえば国債の減償に充てるとか、設備過熱でもって設備競争が非常に激しいときですから、あらゆる手だてをもつて景気調整するときに——税制改正の答申案が出ていますね。そうすれば、やはりこれを国債の償却に充てるとかなんとかいふことをやるくらいのことをしてしなければ、これは趣旨に合わないでしよう。どうです、大蔵大臣。

○水田国務大臣 御承知のように、特別措置は政策的な必要があつて特に措置したものでございまして、自由化を迎えたり、あるいは資本自由化を迎えて、日本の企業の体質をよくして国際競争力

をつける、そのためにはこういう措置が必要だといふような、かりに問題が起つたときに特に一番政策的に必要だと思つた措置をとつて、これを過去から積み重ねてきているといふことでございまして、それじゃ現状においてみんな廃止できるかといふと、効果がどのくらいいいま続いておるか、むずかしい問題ではございしますが、少なくとも無効果でなかつたことはございまして、おりますので、一挙にこれを廃止できないことだらうと思ひます。

○広沢(賢)委員 そうしますと、たとえば、効果があるかないかで一つ申し上げますと、自己資本比率というのはいくら下がっておりますか。そうすると、体質改善といつても、これはやはりほかの要因がばい働きます。目に見えてちつとも効果があがつていない。

第二番目に、先ほど言われましたように、貯蓄の増強というのは、国税庁長官は非常にうづなことを「エコノミスト」で言われておりますね。あの貯蓄というのは、よその要因がいろいろ積み重なつて、それで上がつたり下がつたりするわけですね。それが何ら役に立っていないとはつきり「エコノミスト」で言っておりますね。それで主税局長もそのとおりだと思つておられる。あたりまえです。常識です。それから株だつて、この前も御質問申し上げましたが、この株の上下というの、ほかの大きな経済要因で変わるわけですね。貯蓄も同じですね。物価が上がれば貯蓄心が減る。そういう大きないろいろな要因があるのです。はつきり自己資本比率は下がっております。これは当然ですね。そうすると、どこにこの経済的な効果があつたかといふことをばく然とお答えになつておられるから、私は資料を出せと言つた。その一つの資料として、自己資本比率は下がつておるのだから、企業体質改善にはなつていない。そうすると、たとえば、自己資本比率の改善のため相当の額の減税をなさつておるが、景気過熱の矛盾した問題といひ、それから一つ一つの例といひ、もつと厳密に一つ一つ検討しなければ答弁に

なつていない、こういうふうに私は思ひますが、どうですか。

○水田国務大臣 資本構成が悪くなつて、その場合に、ここまでのいろいろな措置をとつてやつてもこうなんだから、とらなかつたらもつと悪くなつておるかといふと、これはなかなかわかりません。と同時に、これは効果があつたのであるが、ほかの要因からこの資本構成が悪くなつておるかといふ問題もございまして、この分析は非常にむずかしいのでございしますが、少なくともこの措置がそういうものに効果を持つておつたといふことは、これはもうはつきりしておることとございまして、もしその資本構成がそれによつても悪い、よくなるはずが悪いといふことでしたら、この措置が悪かつたか、そのほかに全部抜けている問題があるのかといふことは問題であらうと思ひます。

○阿部(助)委員 先ほどの局長の話といまの大臣の話では、どうもやはり理解がつかないわけですね。そのときどきの経済情勢で変えていく、一〇％は一五％にする、五％は今度また上げるといふことで、それで糊塗しておられるようでありまして、どうもその辺明快でないと、片つ方では生活に苦しい中から税金を納めなければならぬ苦しい立場にある、そういう者をほうつておいて、非常に高額な所得の人たちにはさらにこれで税金をまけてやるということでは、これはどうしても国民は納得しないと思ふ。そこをやはり明確な理解のできるような理論的なものか、あるいは数字で明示したくないかと、これはおかしいのではないかと。日本経済のためだとか、全体のためだとか、いまの資本自由化を控えてなんといふことを言つておれば、これはいつになつたてやめるわけはないですよ。これは局長が慢性化することが心配なんだと言つてみたところで、既得権のような形で慢性化しておるじゃないですか。だから、口では慢性化することが心配ですなんて言つてみたところで、大臣、これはもう慢性化しておるのじゃない。やはりこの辺で思ひ切つて、期限が来

たのだからやめるといふことが正しいと私は思ふが、どうですか。

○水田国務大臣 今回私もどうとするとする措置は、まあ、この十二、三年のあれを見ますと、あるときは一〇％だったり、または五％のときがあつたりしましたが、結局、平均して一〇％の分離課税といふことでこの十年來きたと思ひますが、そうしますと、その中で、そのときに五％の税率を上げるといふことは、五〇％の増税ということになりますので、相当大きい増税だ。今度の措置は前進であるといひますが、相当大きい増税措置だと思つておられますので、これはやはり実施してみ、その影響を見てからまた次の改正をはかるといふふうにするために、その三年くらいは期間を置いてやるのが一番いいんじゃないかといふので三年の期間を置いたのですが、この結果を見て私どもはまた次の改善策を考えたいんじゃないかと思ひます。

○阿部(助)委員 いまの答弁もおかしいじゃないですか。実際はなかなか効果はわからないのだ。だけれども、これがなかつたらもつと悪くなつたのじゃないかといふ程度で、数字的にも理論的にも一つも解明されないで、それで三年間やつてみて様子を見るなんて言ふが、様子を見たつて、またひとつも納得するような理屈が出てこないのじゃないですか。その理屈があるならば、十年間もやつてきた今日、もうそれだけの理屈をちゃんといふわけにだしてくだらなければいかぬ。出してないじゃないですか。三年間やつてみて、理論的に数字的にその理屈が出るのですか。

○水田国務大臣 御承知のように、日本の貯蓄といふものはずっと順調にふえております。はたしてこの特例が寄与しているかどうかといふことは簡単に言えないかもしれませんが、これについて税制を變えるといふことをやつてどれだけの影響があるか見て、あまり影響がないといふことでしたら、この特例もいままう政策的な効果を別に發揮しないといふ断定がつきましようし、やはりこれをやつて様子を見るのが私は必要だらうと思つております。

○阿部(助)委員 だから、様子を見るというけれども、もう十年間様子を見てきたでしよう。

○水田国務大臣 十年間様子を見た結果、いま順調にこの貯蓄は伸びておるのでございしますから、これをやめるといふような方向をとつた場合にどういふことが起こるか。相当長い間もう制度になつております以上、国民生活をその中で国民がしております以上、やはり相当影響があるのじゃないかと私は思つております。

○阿部(助)委員 専門家であります泉さんも、先ほど読み上げましたように、これは特別措置法があるから貯蓄が伸びておるのじゃないのだ、可処分所得がふえたから貯蓄があるのだ、そんなことは理論上、学問上もあり得ないのだ、こつ言つておるのですよ。だけれども、大臣はそうではないと言ふ。だから、それならば、もういままでやつてきたんだから、もう少し明快な理論、数字的な説明がなされるべきなんです。幾らこれは言つてみたつて、あなたには出てこないでしよう。そうすれば、この答えを出す一番明快なのは、これは一ぺんやめてみれば一番よくわかるわけですね。やめてみて、二、三年たつて今度はどうなるかといふことで、どうしても必要だといふなら、もう一ぺん提案されるということ、それならばわれわれも納得をするわけでありまして、国民も納得するでしよう。だけれども、いままで十年間もそれをやつてきたけれどもさっぱりわからない。しかも、あなたの部下であるけれども専門家である泉さんも、塩崎さんも、これはそういうことじゃないに、可処分所得がふえたからこの貯蓄がふえたのであつて、特別措置法があるから貯蓄がふえたのではないかと、こつ言つておる。大臣とあなたの部下の専門家とは意見が違ふと私は思ひますが、どうですか。

○塩崎政府委員 私はもう先般広沢委員の御質問に對して答えておりますように、なかなか経済的な評価はむずかしいし、特別措置の効果だけを抜き出して見るといふことはむずかしいといふことを

申し上げたわけでございます。確かに、貯蓄の増加は国民総生産の増加に最もささえられることは間違いないと思いますが、しかし、利子所得に対する特別措置は全く効果はないという事はないと私は思いますし、その例をいたしまして、利子所得の控除制度、これが輸出伸長に非常に効果があつたという方もおり、また、数字的には輸出は相当伸びてきたわけでございます。利子も、結果的に見て全く効果としてないと言えるかどうか、これはまた、ないとは言えないと思っております。

○阿部(助)委員 ですから、これ、何べん言つても尽きないわけでありまして、やはりあなたの説明を聞いておつても、それでは、これだけのものをやつて、収入のごく少ない人に減税をしてやらなければいかぬ、片方では苦しい人があるのだという事で、国民大多数が納得するわけはないと思ふのです。効果がなかつたとは言えないという程度であつて、何ばかあるかもしれない。しかも、これだけの大きな減税をしてやるといふことについては、これは筋道の通つた説明というものがなされない。しかも、税の体系というものがこうやつて乱されてくる。あなたの先ほど心配されておられるように、だんだん既得権化して、これは慢性化してくる、こういう心配がある。そうすれば、これはその程度の説明で――あなたはやはり国民の公僕なんです。あなたは、とにかく利子、配当の恩恵を受けるごくわずかの人たちだけの役人ではないはずなんです。そうすれば、当然国民全部の声を聞かなければならぬと思ふ。そういう点で、その説明がいまのような説明では、これだけ大きな金をこくわすかの人たちに減税してやらなければいかぬという根拠には私はならぬと思ふ。これは何べん聞いてみても私は納得ができません。おそらく国民の大多数は納得できないと思ふ。いかがですか。

○塩崎政府委員 確かに数字をあげて例証することがむづかしいので、そのような御議論が出るのも私はごもっともだと思います。しかし、私どもも、利子所得者あるいは配当所得者について租税を軽減し、その人たちだけの資産をふやすことが

目的でないでございまして、こういった特別措置を通じて貯蓄がふえ、あるいは自己資本が増加し、その利益が国民経済、国民全体に及ぶことをねらつてこういった措置が設けられる、こういうふうな解釈しております。

○阿部(助)委員 いまのお話は、そういう人たち、資本家が大きくなつてきて、それが国民にだんだんいい影響を及ぼす、これは少し飛躍があり過ぎるんじゃないですか。現実には、今日までこれをとつてきて、いまの所得の格差は私は開いておると思ふ。それならば、これだけ何年間かとおつて、むしろ所得の格差は縮まって、一般の生活はどんどん上がつつてなければならぬ。ここにむしろ一番危険な問題があるのではないかと。それで、そういう御議論をなされば、やはり今度とられる第三次防衛計画との関連であるとか、そういうものとこれはかみ合せて御質問しなければならぬことになるわけですね。そういういま言われる波及効果なんという事は、これは時の金持ちに都合のいい論法であつて、国民全体のものでは決してあり得ないと思ふのですが、おかしいんじゃないですか。大臣、いかがでしょう。

○塩崎政府委員 私は答弁を繰り返すようでございますが、それが特別措置の特別措置たるゆえんだと思ひます。そういった意味で臨時法にし、皆さま方の非常に痛烈なる御批判を受け、さらにまた、仕組みにおきまして、できるだけ国民大衆に影響を及ぼすような誘引措置を考えるべきであるといったようなことにこの特別措置の意味があるかと私は思ふのでございまして。そういった意味で、常に御批判があることが私は非常にいいことだ、かように考えております。

○阿部(助)委員 そういうふうに、臨時法だとか、こう申すけれども、いつまでもいつまでも続けておる。それで一番私がおそれるのは、お話のように、経済全体のためであるとか、経済の発展であるとか、あるいは資本自由化のためであるとかいふふうな形で理屈づけされるのが、実は私は一番おそ

ろしいわけでありまして。これがやはりしきの御旗になつてくれば、必ず次にほんでもない方向に国の政策が曲がついていくという心配がいたしますだけに、そういう形での答弁が実は私は一番おそろしいわけでありまして。高い立場だ何だということになりまして、私はこの新聞の報道を見ましても、私にはむしろあらたにほんとうの問題があるんじゃないか。東京新聞で、ここには「この問題は、結局十九日夜水田蔵相と福田幹事長らの政府、与党首脳会議で、税率は答申どおり五割引き上げるが、二年延長を三年延長に改め、あわせて党が反対していた」云々という形で出ており、さらに、これを全部読みませうけれども、何か自民党の幹部と財界との間に話し合ひがなされたとか、あるいは大蔵省の段階でもこの問題について非常にめめたとかいふことがこれに報道されておるわけでありまして、そういう点の危惧を感じるわけでありまして。高い立場であるとか、あるいは全体の経済のためであるとか、こうおっしゃいますけれども、その実はそういうところでの問題が一番大きな力となつてこの法律を強行しようとするんじゃないかというところを私たちは一番おそれるわけでありまして、その辺は、財界との話であるとか、そういうことであります。疑念を持つことは、これはまた当然だと思ふ。

そういう点で、今日のように、いままで幾ら説明を聞きましても、私もまだ来たらばかりであります。それだけに、三十九年からの、ことに租税特別措置に關して論議された速記録は全部一応読んでみましたが、中でどうしても私は政府側の答弁がふに落ちないのは冒頭に申し上げたとおりであります。そういう点で私はどうも合点がいかない。やはりこれだけ不明朗ないろいろな問題があり、さらに、これだけ答弁のできない、明確でない問題は、この際、幸いに三月一ぱいで期限が来るわけでありまして、一度ここで取りやめる、そして、むしろその効果を確かめるといふことこそが、今日最も大事なんじゃないか。しか

も、先ほどの景気の過熱云々という心配もあるようですから、これを取りやめられるのが一番正しいと思ひますが、大臣はそういう意思は毛頭ないわけでありまして。

○水田国務大臣 さきお話しございましたが、やはり与党の名譽のために一言申し上げておきますが、与党と財界が話し合ひをしたとか、政府とこの問題の対立があつたというような事実は一切ございせん。われわれの政府案をもつて与党と相談したときに、完全に意見が一致して法案になつたといふことで、そういう対立は一切ございせん。

○阿部(助)委員 先ほど読みました中にも、証券界の強い力といふことを泉さんは数年前におつちやつておられますし、私たちが調べた範囲内でも、昭和四十一年十一月の末には、大蔵省は税制調査会に対して、利子、配当優遇の取り扱いを試算として提出した。十一月十七日には福田幹事長が経団連の植村甲午郎会長と懇談して、国民協会への献金をお願いしたり、十二月二十日には経団連は政治献金増徴を承諾して、自民党政調に証券小委員会を設置して、福田証券業界の連合会長が自民党に招かれて、いろいろ株式配当の問題等について話をしたといふようなお話を聞いておるわけでありまして。そういうことから、高い立場であるとか、あるいは経済全体、こういう抽象的な表現をされておられますけれども、どうもその辺にむしろ国民の疑惑の目がいくのではないかと。大臣が幾らそうお話をなすつたところで、新聞等にもいろいろこうやつて報道されておるわけでありまして、私は、この利子、配当をめぐる、どうも明瞭でない、理論的にも明瞭でないし、今日までの経過そのものにもまた明瞭性がないうという感じを強く持ちますだけに、重ねて私はこの提案を引込められることを希望いたします、私の質問を終わります。

○内田委員長 次会は、明二十九日、水曜日、午前十時より委員会を開会することとして、本日は、これにて散会いたします。

午後十時七分散会